

国立大学法人群馬大学教職員給与規則

	平成16. 4. 1	制定		
改正	平成16.12. 1	平成17. 4. 1	平成18. 1. 1	
	平成18. 4. 1	平成19. 4. 1	平成20. 1. 1	
	平成20. 4. 1	平成20.12. 1	平成21. 4. 1	
	平成21. 6. 1	平成21.12. 1	平成22. 4. 1	
	平成22.12. 1	平成23. 4. 1	平成24. 1. 1	
	平成24. 7. 1	平成25. 1. 1	平成25. 4. 1	
	平成25. 8. 1	平成26. 4. 1	平成27. 1. 1	
	平成27. 4. 1	平成28. 4. 1	平成29. 1. 1	
	平成29. 4. 1	平成29. 5. 1	平成30. 1. 1	
	平成30. 4. 1	平成30. 7. 1		

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学教職員就業規則(以下「就業規則」という。)
第27条の規定に基づき、国立大学法人群馬大学(以下「本学」という。)に勤務する教
職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(俸給及び適用範囲)

- 第2条 教職員の受ける俸給は、その業務の複雑、困難及び責任の度合に基づき、かつ、
勤労の強度、労働時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。
- 2 俸給は、正規の労働時間による勤務に対する報酬であつて、第3条第1項第2号に規
定する諸手当を除いた全額とする。
- 3 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 一般職俸給表(一)(別表第1)
 - (2) 一般職俸給表(二)(別表第2)
 - (3) 教育職俸給表(一)(別表第3)
 - (4) 教育職俸給表(二)(別表第4)
 - (5) 教育職俸給表(三)(別表第5)
 - (6) 医療職俸給表(一)(別表第6)
 - (7) 医療職俸給表(二)(別表第7)
- 4 前項に掲げる各俸給表の適用範囲は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 第1号の適用を受ける者 事務職員及び教室系技術職員
 - (2) 第2号の適用を受ける者 技能系職員
 - (3) 第3号の適用を受ける者 大学教員及び助手職員
 - (4) 第4号の適用を受ける者 附属特別支援学校の附属学校教員
 - (5) 第5号の適用を受ける者 附属小学校、附属中学校及び附属幼稚園の附属学校教員
 - (6) 第6号の適用を受ける者 医療系技術職員
 - (7) 第7号の適用を受ける者 看護職員
- 5 就業規則第24条の規定により採用された教職員(以下「再雇用教職員」という。)の俸
給月額は、その者に適用される俸給表のその者の属する職務の級に応じた再雇用教職員
の欄に掲げる額とする。

【一部改正】(18.4.1/19.4.1)

(給与の種類)

第3条 教職員の給与は、俸給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 俸給は、俸給月額（前条第3項の俸給表に掲げられている号俸の額をいう。以下同じ。）及び第14条に規定する俸給の調整額並びに第43条に規定する教職調整額とする。
- (2) 諸手当は、管理職手当、初任給調整手当、未来先端研究担当手当、扶養手当、地域手当、人事交流手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、安全衛生管理手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間診療手当、夜間看護等手当、病理解剖待機手当、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、教育業務連絡指導手当、入試手当、分娩手当、新生児担当医手当、夜間等緊急診療手当、臨床検査技師・臨床工学技士待機手当、手術室勤務看護師手当、結核病床担当看護師手当、防疫等作業手当、学校医手当、教員養成実地指導講師手当、専門看護師等手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、主幹教諭手当、本府省業務調整手当、期末手当及び勤勉手当とする。

【一部改正】(18. 4. 1/19. 4. 1/21. 4. 1/24. 7. 1/25. 1. 1/26. 4. 1/29. 4. 1)

(一時金)

第3条の2 前条に規定する俸給及び諸手当のほか、学長が特に必要と認めるときは、学長が認める方法により一時金を支給することができる。

【一部改正】(26. 1. 1追加)

(給与の計算期間及び支給)

第4条 次の各号に掲げる給与の計算期間は、当該月の初日から末日までとする。

- (1) 俸給、管理職手当、初任給調整手当、未来先端研究担当手当、扶養手当、地域手当、人事交流手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、義務教育等教員特別手当、主幹教諭手当、本府省業務調整手当
- (2) 高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、安全衛生管理手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間診療手当、夜間看護等手当、病理解剖待機手当、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、教育業務連絡指導手当、分娩手当、新生児担当医手当、夜間等緊急診療手当、臨床検査技師・臨床工学技士待機手当、手術室勤務看護師手当、結核病床担当看護師手当、防疫等作業手当、学校医手当、教員養成実地指導講師手当、専門看護師等手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理教職員特別勤務手当

2 前項第1号の給与は、その月の月額的全額を毎月17日に、同項第2号の給与は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日に支給する。

- (1) 17日が日曜日に当たるとき 15日
- (2) 17日が土曜日に当たるとき 16日
- (3) 17日が休日（前2号に掲げる場合を除く。）に当たるとき 18日

3 期末手当及び勤勉手当の計算期間は、6月にあつては前年の12月2日から当該年の6月1日までとし、12月にあつては当該年の6月2日から12月1日までとする。

4 前項の給与は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日（この項において、6月30日及び12月10日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

5 入試手当の計算期間は、各事業年度の4月1日から3月31日までとする。

6 前項の給与は、業務に従事した事業年度の翌事業年度の4月における第2項で定める日に支給する。ただし、業務に従事した事業年度内に退職する場合は、退職の日の属する月の翌月における第2項で定める日に支給する。

【一部改正】(18.4.1/19.4.1/21.4.1/24.7.1/25.1.1/26.4.1/29.4.1)

(給与の支払)

第5条 教職員の給与は、法令又は労使協定によって特に認められた場合を除き、現金で直接その教職員に全額支払うものとする。

2 教職員から給与の全部又は一部をその者の預金又は貯金への振込みの申出があった場合は、その方法により支払うことができる。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

4 教職員が離職(退職又は解雇をいう。以下同じ。)又は死亡した場合は、第2項及び前項の規定にかかわらず、速やかに本人又はその権利者に給与を支給する。ただし、給与を受ける権利に係争があるときは、この限りでない。

(日割計算)

第6条 新たに教職員となった者には、その日から給与を支給し、俸給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 教職員が離職した場合には、その日までの給与を支給する。

3 教職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、その月の途中から、又はその月の途中まで、給与を支給する場合の給与額は、その月の現日数から国立大学法人群馬大学教職員の労働時間及び休暇等に関する規則(以下「労働時間等規則」という。)に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により支給する。

5 前4項の規定は、俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、未来先端研究担当手当、地域手当、人事交流手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額及び本府省業務調整手当の支給について準用する。

【一部改正】(18.4.1/19.4.1/24.7.1/26.4.1/28.4.1)

(非常時払)

第7条 教職員が、教職員又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産、疾病、災害、死亡又はやむを得ない事由により1週間以上にわたって帰郷する場合の費用に充てるために給与を請求した場合には、第4条の規定にかかわらず、請求の日までの給与を日割り計算により速やかに支払うものとする。

(初任給)

第8条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験、能力及び責任の度合等を考慮して決定する。

(昇格)

第9条 教職員の職務に応じ、総合的な能力の評価により、原則として、1級上位の級に昇格させることができる。

(降格)

第10条 就業規則第12条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができ

る。

(昇給)

第11条 教職員の昇給は、毎年1月1日（特に必要と認められた場合には、別の日）に、前年度の人事評価の結果及び同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 55歳（一般職俸給表（二）の適用を受ける教職員にあつては、57歳）を超える教職員の前項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り、行うものとする。

3 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

【一部改正】（18. 4. 1/21. 4. 1/26. 1. 1）

第12条 削除

【一部改正】（18. 4. 1）

第13条 削除

【一部改正】（18. 4. 1）

(俸給の調整額)

第14条 俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度合又は勤労の強度、労働時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき適正な調整を行う。

2 前項の規定により俸給の調整を行う職は、別表第8の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。

3 第1項の俸給の調整額は、当該教職員に適用される俸給表、職務の級及び号俸に応じて別表第9に掲げる調整基本額にその者に係る別表第8の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が俸給月額の100分の25を超えるときは、俸給月額の100分の25に相当する額とする。

【一部改正】（18. 4. 1/26. 4. 1）

(管理職手当)

第15条 管理職手当は、別表第10に掲げる管理又は監督の地位にある職を占める教職員に、その特殊性に基づき支給する。

2 管理職手当の月額は、前項に定める教職員に適用される俸給表の別並びに当該教職員の属する職務の級及び当該教職員に適用される適用区分に応じ、別表第11の管理職手当額欄に定める額とする。

3 前項に規定する管理職手当の月額には、所定の労働時間を超えて勤務した場合及び当該勤務が深夜に及んだ場合における超過勤務手当相当額を含むものとする。

【一部改正】（16. 12. 1/17. 4. 1/18. 4. 1/19. 4. 1）

(管理教職員特別勤務手当)

第16条 管理教職員特別勤務手当は、前条第3項の規定にかかわらず、管理職手当の支給を受ける教職員（以下「管理教職員」という。）が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により労働時間等規則第13条及び第14条に規定する週休日及び休日（同規

則第15条に規定する振替休日を含む。次項において「週休日等」という。)に勤務した場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該教職員には、管理教職員特別勤務手当を支給する。

3 管理教職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、前条第2項に掲げる適用区分に応じたそれぞれ次に定める額とする。

一 I種 12,000円

二 II種 10,000円

三 III種 8,500円

四 IV種 7,000円

五 V種 6,000円

(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、前条第2項に掲げる適用区分に応じたそれぞれ次に定める額とする。

一 I種 6,000円

二 II種 5,000円

三 III種 4,300円

四 IV種 3,500円

五 V種 3,000円

4 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした管理教職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理教職員特別勤務手当を支給しない。

【一部改正】(17.4.1/19.4.1/27.4.1)

(初任給調整手当)

第17条 初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められた職に新たに採用された教職員で、教育職俸給表(一)の適用を受け、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第201号)に規定する歯科医師免許証を有する者に、月額50,700円を超えない範囲の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

2 在職する教職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった教職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

3 初任給調整手当の月額は、採用の日又は前項に規定する教職員となった日以後の別表第12に掲げる期間に応じた額とする。この場合において、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する教職員となった日までの期間が4年(医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年)を超えることとなる教職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内の教職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとする。

4 初任給調整手当を支給されている教職員が就業規則第17条の規定により休職にされた

場合における当該教職員に対する別表第12の適用については、当該休職の期間（第44条第1項、第4項ただし書及び第8項の規定により給与の全額を支給されることとなる期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

5 第1項又は第2項に規定する教職員となった者のうち、これらの教職員となった日前にこの規定による初任給調整手当、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)に規定する初任給調整手当及び他の法人等においてこれに相当する手当を支給されていたことのある者で第3項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

【一部改正】(18.1.1/19.4.1/27.1.1/28.4.1/29.1.1/30.1.1)

(未来先端研究担当手当)

第17条の2 未来先端研究担当手当は、未来先端研究機構以外に主担当を命ぜられ、かつ、未来先端研究機構の担当を命ぜられた教員に、その特殊性に基づき支給する。

2 未来先端研究担当手当の月額は、次の各号に掲げるその者の職務の級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 教育職俸給表(一)2級である者 | 20,800円 |
| (2) 教育職俸給表(一)3級である者 | 23,800円 |
| (3) 教育職俸給表(一)4級である者 | 25,400円 |
| (4) 教育職俸給表(一)5級である者 | 30,000円 |

【一部改正】(26.4.1追加/28.4.1)

(扶養手当)

第18条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、再雇用された教職員には支給しない。

2 前項に規定する扶養親族は、年額130万円以上の恒常的な所得が見込まれない次の表の扶養親族欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額は、同表の手当額欄に掲げる額とする。

扶 養 親 族	手 当 額
配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	6,500円 ただし、一般職俸給表(一)若しくは医療職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(以下「般(一)8級教職員等」という。)にあっては、3,500円とし、一般職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び教育職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの(以下「般(一)9级以上教職員等」という。)には支給しない。

満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹	1人につき6,500円
満60歳以上の父母及び祖父母	ただし、般(一)8級教職員等にあつては、3,500円とし、般(一)9級以上教職員等には支給しない。
重度心身障害者(終身労務に就けない程度の者)	

- 3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額を、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

【一部改正】(18.1.1/19.4.1/20.1.1/29.4.1)

(地域手当)

第19条 地域手当は、別表第13に定める支給地域及びこれに相当するものとして学長が認めるものに勤務する教職員に支給する。

- 2 前項に定める教職員が、事業所を異にする異動した場合(当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)で、当該異動の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合(別表第13に定める支給割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。)が、当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る支給割合(以下この項において「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなるとき、又は当該異動後に在勤する地域が別表第13に定める支給地域に該当しないこととなるときは、前条の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間、異動に係る地域手当を支給する。
- 3 前項の規定は、国家公務員、検察官、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員、独立行政法人の職員、日本郵政公社の職員、特別職の国家公務員、地方公務員、公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫の職員、退職手当法施行令第9条の2に規定する法人の職員及び国立大学法人の職員(以下「国等の職員」という。)で別表第13に定める地域に勤務した後に、人事交流により引き続き本学に採用された教職員に対して準用する。
- 4 地域手当の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(1) 第1項に定める地域手当の額

俸給、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、別表第13に定める支給地域欄に掲げる区分に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合(第1項において学長が認めるものに勤務する職員にあつては、学長が認める割合)を乗じて得た額とする。

(2) 第2項(第3項において準用される場合を含む。)に定める異動に係る地域手当の額

俸給、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、同項に定める異動前の支給割合(異動の日後1年を経過する日の翌日以降の期間については、当該割合に100分の80を乗じて得た割合とする。)を乗じて得た額とする。

【一部改正】(18.1.1/18.4.1/19.4.1/28.4.1/29.4.1)

(人事交流手当)

第19条の2 教職員が人事交流により採用となった場合において、当該採用につき、事業所間の距離（採用の日の前日に在勤していた事業所の所在地と当該採用の直後に在勤する事業所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事業所との間の距離（採用の直前の住居と当該採用の直後に在勤する事業所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事業所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事業所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として学長が定める場合を含む。）は、当該教職員には、当該採用の日から3年を経過する日までの間、俸給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該採用に係る事業所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の人事交流手当を支給する。ただし、当該採用に当たり、一定の期間内に当該採用の日の前日に在勤していた事業所への異動等が予定されている場合その他の人事交流手当を支給することが適当と認められない場合として学長が認める場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により人事交流手当を支給されることとなる教職員のうち、採用の日前3年間において同手当に相当する手当（人事交流相当手当という。以下この項において同じ。）を支給されていた教職員で、人事交流相当手当に係る支給割合（人事交流相当手当支給割合という。以下この項において同じ。）が前項に定める割合を上回る教職員の人事交流手当については、前項の規定にかかわらず、俸給、管理職手当及び扶養手当に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の人事交流手当を支給する。

(1) 採用の日から、3年から人事交流相当手当を受けていた期間を減じた期間を経過する日までの期間 人事交流相当手当支給割合

(2) 採用の日から同日以後3年を経過するまでの期間（前号に掲げる期間を除く。）前項の規定に準じた割合

3 前2項の規定により人事交流手当を支給されることとなる教職員が、前条の規定により地域手当を支給される教職員である場合における人事交流手当の支給割合は、前2項による人事交流手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による人事交流手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、人事交流手当は、支給しない。

【一部改正】(19.4.1追加/27.4.1)

第19条の3 削除

【一部改正】(24.7.1追加/26.4.1)

(住居手当)

第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給するものとし、手当の月額は、同号に定める額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、第1号に該当する教職員で第2号にも該当する教職員については、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額を支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員(本学、他の法人等及び国の機関から貸与された宿舎に居住している教職員を除く。)

- ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている教職員
家賃の月額から12,000円を控除した額
 - イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている教職員
家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額
- (2) 単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅(本学、他の法人等及び国の機関から貸与された宿舎を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるもの。
第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額
- 【一部改正】(21.12.1)

(通勤手当)

第21条 通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル以上である教職員又は2キロメートル未満で交通機関若しくは有料の道路(以下「交通機関等」という。)又は自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を利用又は使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員で、次の各号のいずれかに該当する教職員(交通費が別途実費で支給される者は除く。)に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする教職員
- (2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする教職員
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員

2 通勤手当の月額を、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を支給する。

- (1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間(第6項にいう支給単位期間をいう。以下同じ。)につき、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額で下記の区分に応じ、当該各号に定める額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「一箇月当たりの運賃相当額」という。)が、55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- ア 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等(新幹線鉄道等以外の交通機関をいう。以下同じ。)通用期間が支給単位期間である定期券の価額

- イ 回数乗車券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等当該回数乗車券の通勤21回分(交代制勤務に従事する職員等にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額

- (2) 前項第2号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額(国立大学法人群馬大学教職員の育児休業及び介護休業に関する規則(以下「育児休業等規則」という。))第14条に規定する育児短時間勤務をする教職員(以下「育児短時間勤務教職員」という。)で平均1箇月当たりの通勤所要回

数が10回に満たない職員は、該当する額に100分の50を乗じて得た額)とする。

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 31,600円

- (3) 前項第3号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、前2号に定める額(一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額とする。

ア 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル以上である教職員又は2キロメートル未満で交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員で自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である教職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員は第1号及び前号に定める額(第1号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額(以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。))及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い単位支給期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

イ 一箇月当たりの運賃等相当額(2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が前号に定める額以上である職員(アに掲げる職員を除く。)は第1号に定める額とする。

ウ 一箇月当たりの運賃等相当額等が前号に定める額未満である教職員(アに掲げる職員を除く。)は前号に定める額とする。

- 3 事業所を異にする異動、在勤する事業所の移転又は国等の職員からの人事交流等による採用(以下「異動等」という。)に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなった教職員で、異動等の直前の住居(異動等の日以後に転居する場合には、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とし、新幹線鉄道等利用により通勤時間が30分以上短縮されるもので次の各号に掲げる場合の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当支給単位期間につき、運賃等、時間、距離等、の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤経路及び方法により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当は、前項の規定による額とする。

4 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の第4条に定める支給日（以下この項において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

5 通勤手当を支給される教職員につき、次に掲げる事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮した額を返納させるものとする。

(1) 離職若しくは死亡した場合又は第1項の教職員たる要件を欠いた場合

(2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3) 休職、育児休業、介護休業、専従許可又は停職の期間が2以上の月にわたることとなる場合

(4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの全期間にわたって通勤しないこととなる場合

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給単位となる期間として次に掲げる期間をいう。

(1) 定期券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲で最も長いものに相当する期間（定年退職等に伴い最も経済的かつ合理的であると認められる期間がある場合はその期間）。ただし、新幹線鉄道等にかかる通勤手当を支給されている場合にあつては、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間とする。

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、新幹線鉄道等は1箇月とする。

(3) 自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月とする。

【一部改正】(20. 1. 1/20. 4. 1/27. 1. 1/28. 4. 1)

(単身赴任手当)

第22条 単身赴任手当は、異動等に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認めたもののうち、単身で生活することを常況とする教職員その他これら教職員との権衡上必要があると認めた教職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在

勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である教職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額)とする。

交通距離	加算額
100km以上300km未満	8,000円
300km以上500km未満	16,000円
500km以上700km未満	24,000円
700km以上900km未満	32,000円
900km以上1,100km未満	40,000円
1,100km以上1,300km未満	46,000円
1,300km以上1,500km未満	52,000円
1,500km以上2,000km未満	58,000円
2,000km以上2,500km未満	64,000円
2,500km以上	70,000円

【一部改正】(27.4.1/28.4.1)

(高所作業手当)

第23条 高所作業手当は、施設運営部職員が地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事した場合に支給する。

- 2 高所作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、200円(当該作業が地上30メートル以上の箇所で行われたときは、300円)とする。ただし、作業に従事した時間が3時間55分未満のときは、それぞれの額に100分の60を乗じて得た額とする。

【一部改正】(21.4.1)

(爆発物取扱等作業手当)

第24条 爆発物取扱等作業手当は、職員のうち、一般職俸給表の適用を受ける職員が直接に高圧ガスを製造し、充てんする作業に従事した場合に支給する。

- 2 爆発物取扱等作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、300円(作業に従事した時間が3時間55分未満のときは、180円)とする。

【一部改正】(21.4.1)

(安全衛生管理手当)

第24条の2 安全衛生管理手当は、国立大学法人群馬大学教職員安全衛生管理規則別表第2に掲げる衛生管理者、衛生工学衛生管理者及び産業医を命ぜられている教職員が、その業務に従事した場合に支給する。

- 2 安全衛生管理手当の月額は、次の各号に掲げる職務に応じた額とする。ただし、複数の職務を兼ねている場合にあっては、最も上位の手当額とする。

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 衛生管理者 | 3,000円 |
| (2) 衛生工学衛生管理者 | 3,000円 |
| (3) 産業医 | 10,000円 |

【一部改正】(19.4.1追加)

(死体処理手当)

第25条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、作業に従事した日1日につき、同号に定める額とする。ただし、同一の日において、第1号及び第2号の作業に従事した場合にあっては、第2号の作業に係る手当は支給しない。

(1) 医学部の解剖学、病理学又は法医学の教室に配置されている職員のうち、一般職俸給表の適用を受ける職員が死体の処理作業に従事したとき 3,200円

(2) 職員のうち、一般職俸給表の適用を受ける職員が教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき 1,000円

(放射線取扱手当)

第26条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 診療放射線技師又はこれに準ずる勤務を命ぜられている者が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。

(2) 前号のほか、学長が認める放射線管理区域内において行う業務に従事したとき。

2 放射線取扱手当の額は、前項各号に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

【一部改正】(18.4.1)

(異常圧力内作業手当)

第27条 異常圧力内作業手当は、教職員が、高気圧治療室内において、高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に支給する。

2 異常圧力内作業手当の額は、作業に従事した時間1時間につき、0.2メガパスカルまでは210円、0.3メガパスカルまでは560円、0.3メガパスカルを超えるときは1,000円とする。

(夜間診療手当)

第27条の2 夜間診療手当は、医学部附属病院において業務に従事する医師又は歯科医師が、所定の労働時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において診療業務に従事した場合に支給する。

2 夜間診療手当の額は、前項の勤務1回につき、10,000円とする。

【一部改正】(19.4.1追加/25.4.1)

(夜間看護等手当)

第28条 夜間看護手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、その勤務1回につき、同号に定める額とする。

(1) 助産師、看護師又は准看護師が、所定の労働時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる次の区分に応じた看護等の業務に従事したとき。

労働時間が深夜の全部を含む勤務であるとき 7,300円

労働時間が深夜の3時間55分以上の勤務であるとき 3,550円

労働時間が深夜の2時間以上3時間55分未満の勤務であるとき 3,100円

労働時間が深夜の2時間未満の勤務であるとき 2,150円

(2) 医療職俸給表の適用を受ける職員が、所定の労働時間以外の時間において勤務の時間帯その他に関し特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき 1,620円

2 助産師、看護師又は准看護師(第21条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。)が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における前項第1号の業務に係る手当額については、同項の規定にかかわらず、次の職

員の区分に応じた額を加算した額とする。

通勤距離が片道2キロメートル以上5キロメートル未満の教職員 380円

通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の教職員 760円

通勤距離が片道10キロメートル以上の教職員 1,140円

【一部改正】(19.4.1/21.4.1/30.7.1)

(病理解剖待機手当)

第28条の2 病理解剖待機手当は、医学部附属病院において業務に従事する医師が、週休日及び休日において、緊急の病理解剖に対応するため、自宅等に待機をした場合に支給する。

2 病理解剖待機手当の額は、待機をした日1日につき、2,900円とする。

【一部改正】(18.4.1追加/25.4.1)

(教員特殊業務手当)

第29条 教員特殊業務手当は、附属学校の教頭、主幹教諭、教諭又は養護教諭で、職務の級が教育職俸給表(二)又は教育職俸給表(三)の2級のものが、次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶときに支給する。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

ア 非常災害時における児童(幼児を含む。以下この項において同じ。)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

(2) 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの

(3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は労働時間等規則第10条の適用を受ける者が週休日若しくは休日(同規則第15条の規定により振り替えられた週休日又は休日を含む。以下この条において「週休日等」という。)に行うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの

(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等に行うもの

2 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の業務の区分に応じた額とする。

(1) 前項第1号アの業務 8,000円(被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)

(2) 前項第1号イ及びウの業務 7,500円

(3) 前項第2号及び第3号の業務 4,250円

(4) 前項第4号の業務 3,000円

(5) 前項第5号の業務 900円

【一部改正】(20.4.1/21.4.1/25.4.1/29.1.1)

(教育実習等指導手当)

第30条 教育実習等指導手当は、附属学校の教頭、主幹教諭、教諭又は養護教諭が、教育

学部の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずると認められた業務に従事した場合に支給する。

2 教育実習等指導手当の額は、業務に従事した日1日につき、720円とする。

【一部改正】(20.4.1)

(教育業務連絡指導手当)

第31条 教育業務連絡指導手当は、附属学校の教諭のうち、小学校、中学校又は特別支援学校に置かれる主任等で、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものでその職務が困難であるとして次の各号に掲げるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事した場合に支給する。

(1) 小学校の教務主任、学年主任、研究主任及び教育実習主任

(2) 中学校の教務主任、学年主任、生徒指導主事、研究主任及び教育実習主任

(3) 特別支援学校の教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、研究主任及び教育実習主任

2 教育業務連絡指導手当の額は、業務に従事した日1日につき、200円とする。

【一部改正】(19.4.1)

(入試手当)

第31条の2 入試手当は、教職員が大学入試センター試験並びに各学部、各研究科及び専攻科の入学試験における出題、査読、採点、本部要員、監督者、警備及び救護の業務に従事した場合に支給する。

2 入試手当の額は、業務に従事した1事業年度につき10,000円(教員以外の職員にあっては5,000円)とし、学部一般入試の出題主任又は出題委員を担当した教員にあっては、次の各号に定める額を加算する。ただし、1事業年度において出題主任及び出題委員のいずれも担当した場合には、出題主任に係る額のみを加算する。

(1) 出題主任 80,000円

(2) 出題委員 50,000円

【一部改正】(25.1.1追加/30.4.1)

(分娩手当)

第31条の3 分娩手当は、医学部附属病院において業務に従事する医師が分娩介助業務に従事した場合に支給する。

2 分娩手当の額は、業務に従事した回数1回につき10,000円とする。

【一部改正】(25.1.1追加)

(新生児担当医手当)

第31条の4 新生児担当医手当は、医学部附属病院において業務に従事する医師が新生児特定集中治療室において新生児医療の業務(入院時の処置に限る。)に従事した場合に支給する。

2 新生児担当医手当の額は、担当した新生児1人につき、10,000円とする。ただし、新生児1人を複数の医師が担当したときは、主治医にあっては10,000円、その他の医師にあっては5,000円とする。

【一部改正】(25.1.1追加)

(夜間等緊急診療手当)

第31条の5 夜間等緊急診療手当は、医学部附属病院において業務に従事する医師又は歯科医師のうち、労働時間等規則第11条又は同規則第12条の適用を受ける者が、月曜日から金曜日までのいずれかの日において、労働時間等規則第5条第1項第2号に掲げる時間から当該日の翌日における同条同項第1号に掲げる時間までの間又は同規則第13条に規定する週休日若しくは同規則第14条に規定する休日に次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

- (1) 緊急手術
- (2) 緊急血管造影検査
- (3) 緊急内視鏡検査

2 夜間等緊急診療手当の額は、前項第1号から第3号までに掲げる業務に従事した回数1回につき10,000円とする。

【一部改正】(25.1.1追加)

(臨床検査技師・臨床工学技士待機手当)

第31条の6 臨床検査技師・臨床工学技士待機手当は、医学部附属病院において業務に従事する臨床検査技師のうち輸血部に所属する者又は臨床工学技士が、労働時間等規則第4条第2項又は同規則第9条第2項の規定により定める労働時間以外の時間又は労働時間等規則第14条に規定する休日において、救急患者等への対応のため自宅等に待機を命じられたときに支給する。

2 待機手当の額は、待機をした日1日につき、2,900円とする。

【一部改正】(25.1.1追加)

(手術室勤務看護師手当)

第31条の7 手術室勤務看護師手当は、医学部附属病院において業務に従事する助産師、看護師又は准看護師が手術室において行う業務に従事した場合に支給する。

2 手術室勤務看護師手当の額は、業務に従事した月1月につき、10,000円とする。

【一部改正】(26.4.1追加)

(結核病床担当看護師手当)

第31条の8 結核病床担当看護師手当は、医学部附属病院において業務に従事する看護師又は准看護師が結核の患者を入院させるための病床において行う業務に従事した場合に支給する。

2 結核病床担当看護師手当の額は、業務に従事した月1月につき、8,500円とする。

【一部改正】(26.4.1追加)

(防疫等作業手当)

第31条の9 防疫等作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに学長がこれらに相当すると認める感染症（以下「感染症」という。）の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室に配置されている教職員のうち教育職俸給表（一）の適用を受ける教職員以外の教職員が感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した場合に支給する。

2 防疫等作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、290円とする。

3 第1項の規定にかかわらず、第14条の規定により俸給の調整額を受ける教職員には、

防疫等作業手当は支給しない。

【一部改正】(26.4.1追加)

(学校医手当)

第31条の10 学校医手当は、医学部附属病院において業務に従事する医師又は歯科医師が、本学において学校医の業務に従事した場合に支給する。

2 学校医手当の額は、業務に従事した時間1時間につき、2,690円とする。

【一部改正】(26.4.1追加)

(教員養成実地指導講師手当)

第31条の11 教員養成実地指導講師手当は、附属学校教員が、教育学部において教員養成実地指導講師の業務に従事した場合に支給する。

2 教員養成実地指導講師手当の額は、業務に従事した時間1時間につき、2,690円とする。

【一部改正】(26.4.1追加)

(専門看護師等手当)

第31条の12 専門看護師等手当は、医学部附属病院に所属する職員のうち、公益社団法人日本看護協会による専門看護師又は認定看護師の認定を受けている者で、当該認定に係る看護分野の業務に従事した場合に支給する。

2 専門看護師等手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、業務に従事した月1月につき、当該各号に定める額を支給する。

(1) 専門看護師の認定を受けている職員 6,000円

(2) 認定看護師の認定を受けている職員 3,000円

3 前項各号のいずれにも該当する場合は、専門看護師に係る専門看護師等手当のみを支給する。

【一部改正】(29.4.1追加)

(超過勤務手当)

第32条 教職員(管理職手当の支給を受ける教職員を除く。)に労働時間等規則第4条に規定する正規の労働時間を超えて勤務させた場合は、正規の労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額(以下「通常の給与額」という。)に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給しなければならない。ただし、1箇月について60時間を超えた場合には、その超えた全時間に対して、通常の給与額に100分の150(その勤務が深夜である場合は、100分の175)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の労働時間が割り振られた日(休日給を支給する日を除く。)

における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務が深夜である場合 100分の150

(3) 第1号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

(4) 前号に掲げる勤務が深夜である場合 100分の160

【一部改正】(22.4.1)

(休日給)

第33条 教職員(休日に当然勤務することになっている交替制勤務者を含む。)に労働時

間等規則第14条に規定する休日に勤務させた場合は、正規の労働時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、通常の給与額の100分の135を休日給として支給する。なお、交替制勤務者で休日が同規則第13条に規定する週休日に重なったときは、休日の直後の勤務日等（直後の勤務日等が、休日に当たるときはその日の直後の勤務日等）に支給する。ただし、管理職手当の支給を受ける教職員には支給しない。

【一部改正】(22.4.1/23.4.1)

(夜勤手当)

第34条 教職員に正規の労働時間として深夜に勤務させた場合は、その深夜に勤務した全時間に対して、労働時間1時間につき、通常の給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。ただし、管理職手当の支給を受ける教職員には支給しない。

2 前項の勤務の中に前条に規定する休日がある場合は、休日給と夜勤手当を併給する。

【一部改正】(17.4.1)

(給与の減額)

第35条 教職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、通常の給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定により減額すべき給与額は、翌月の給与の支給日において支給されるべき給与から差し引くものとする。ただし、減額すべき給与額が、支給されるべき給与の4分の1を超えるときは、その超える部分は、その翌月以降支給されるべき給与から順次差し引くものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、教職員が一の負傷又は疾病による病気休暇等（次に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は疾病に係る就業禁止の措置をいう。以下同じ。）により、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた労働時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。）につき、俸給の半額を減ずる。

(1) 生理日における勤務が著しく困難であるとして女性教職員から請求があった場合

(2) 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

(3) 国立大学法人群馬大学教職員安全衛生管理規則第24条第2項又は第25条第8項の規定により労働時間の短縮等の措置を受けた場合

(4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の規定に基づく休業又は労働時間の短縮の措置を受けた場合

4 前項の勤務しない期間には、1日の労働時間の一部を病気休暇等により勤務しない日のほか、当該療養期間中の週休日（労働時間等規則第13条に規定する週休日をいう。以下同じ。）、同規則第14条に規定する休日等その他の勤務しない日（1日の労働時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日を除く。）が含まれるものとする。

5 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いていない場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、俸給の半額を減ずる。

6 前2項の規定の適用については、次に掲げる期間の前後の勤務しない期間は、引き続いていないものとする。

(1) 生理休暇等の期間（生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日、休

日等その他の病気休暇等の期間以外の勤務しない期間を含む。)

- (2) 引き続き勤務しない期間が8日以上の間(当該期間における週休日及び休日等以外の日の日数が4日以上である期間に限る。)にわたる教職員(本規定により勤務しない期間が引き続いていものとされる教職員を含む。)が、引き続き勤務しない期間の末日の翌日から労働時間規則第31条第2項に規定する実労働日数が20日に達する日までの間に再度勤務しないこととなった場合における当該引き続き勤務しない期間の末日から当該再度勤務しないこととなった期間の初日の前日までの期間

【一部改正】(23.4.1/27.4.1)

(端数計算)

第36条 第32条から第34条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額及び第35条の規定により減額する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第37条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第38条 第32条から第35条第1項までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、これに対する地域手当及び人事交流手当、管理職手当、初任給調整手当及び義務教育等教員特別手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1年間の通常勤務日(365日から週休日及び休日を除いた日をいう。以下同じ。)に7.75を乗じたもので除して得た額とする。

- 2 第32条及び第33条に規定する勤務が、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、教員特殊業務手当(第29条第1項第1号に規定する業務に限る)、教育実習等指導手当、教育業務連絡指導手当、分娩手当、新生児担当医手当、手術室勤務看護師手当、結核病床担当看護師手当、防疫等作業手当、学校医手当、教員養成実地指導講師手当又は専門看護師等手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額)を、前項の規定により算出した額に加算した額とする。

【一部改正】(18.4.1/19.4.1/21.4.1/25.1.1/26.4.1/29.1.1/29.4.1)

(宿日直手当)

第39条 宿日直手当は、労働時間等規則第22条の規定により、次の各号に掲げる宿直又は日直勤務を命ぜられた教職員に支給するものとし、手当の額は、その勤務1回につき、同号に定める額とする。

- (1) 施設、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び施設内の監視を目的とする勤務 5,900円
- (2) 医学部附属病院における次に掲げる勤務
- ア 入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の勤務 20,000円
- イ 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための臨床工学技士の勤務 5,900円

2 前項の勤務は、第32条から第34条までの勤務には含まれないものとする。

【一部改正】(29.4.1)

(期末手当)

第40条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員(これらの基準日前1箇月以内に離職(解雇は就業規則第13条第1号及び同規則第14条の規定による解雇に限る。以下同じ。)し、又は死亡した教職員を含む。以下同じ。)に対して、それぞれ第4条第4項で定める日に支給する。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在及び基準日前1箇月以内に離職又は死亡した日現在において教職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び人事交流手当の月額の合計額に、第6項に定める教職員にあつては、第4項に定める役職段階別加算額を加算した額(第8項に定める教職員にあつては、その額に第7項に定める管理職加算額を加算した額)を基礎として、次項に定める基準日に応じたその者の支給割合(以下「期別支給割合」という。)を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じた支給割合(以下「在職期間別支給割合」という。)を乗じて得た額とする。

3 期別支給割合及び在職期間別割合は、次のとおりとする。

①期別支給割合

基準日	一般の教職員	特定幹部教職員	再雇用教職員
6月1日	100分の122.5	100分の102.5	100分の65
12月1日	100分の137.5	100分の117.5	100分の80

② 在職期間別支給割合

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

4 役職段階別加算額は、俸給並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の月額の合計額に第6項に定める教職員に応じた加算割合を乗じて得た額とする。

5 第2項及び前項に定める地域手当及び人事交流手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当及び人事交流手当の月額とする。

6 役職段階別加算額の加算対象教職員及び加算割合は、次のとおりとする。

① 一般職俸給表適用者

俸給表	加算対象職員	加算割合
一般職(一)	8級以上の職員	100分の20
	7級・6級の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級の職員	100分の5
一般職(二)	5級の職員	100分の10
	4級・3級(学長が認める職員に限る。)の職員	100分の5

② 教育職俸給表適用者

俸給表	加算対象教員	加算割合
教育職(一)	6級の教員	100分の20
	5級の教員	100分の15
	4級及び3級の教員	100分の10

	2級の教員 (学長が認める教員に限る。)	100分の5							
	1級の職員 (学長が認める職員に限る。)	100分の5							
教育職 (二)	{ <table> <tr> <td>4級の教員</td> <td>100分の15</td> </tr> <tr> <td>3級の教員</td> <td>100分の10</td> </tr> <tr> <td>2級の教員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(学長が認める教員に限る。)</td> <td>100分の5(学長が認める教員 にあつては100分の10)</td> </tr> </table>	4級の教員	100分の15	3級の教員	100分の10	2級の教員		(学長が認める教員に限る。)	100分の5(学長が認める教員 にあつては100分の10)
4級の教員		100分の15							
3級の教員		100分の10							
2級の教員									
(学長が認める教員に限る。)	100分の5(学長が認める教員 にあつては100分の10)								
教育職 (三)									

③ 医療職俸給表適用者

俸給表	加算対象職員	加算割合
医療職 (一)	6級以上の職員	100分の15
	5級の職員	100分の10
	4級・3級・2級(学長が認める職員に限る。)の職員	100分の5
医療職 (二)	6級以上の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級・2級(学長が認める職員に限る。)の職員	100分の5

7 管理職加算額は、俸給月額に次項に定める教職員に応じた加算割合を乗じて得た額とする。

8 管理職加算額の加算対象教職員及び加算割合は、次のとおりとする。

① 一般職俸給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	加算率
一般職(一) 7級以上	I種の職員	100分の25
	II種の職員	100分の15
	III種の職員	100分の10

② 教育職俸給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	加算率
教育職(一) 5級以上	II種の教員	100分の15
	III種の教員	100分の10

③ 医療職俸給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	加算率
医療職(一) 7級以上	II種の職員	100分の15
医療職(二) 6級以上	II種の職員	100分の15
	III種の職員	100分の10

9 第2項に規定する基礎となる俸給等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 俸給の半額が減ぜられている場合の算定の基礎となる俸給は、半減後の額による。
- (2) 欠勤、育児休業等規則第19条に規定する育児時間（以下「育児時間」という。）及び育児休業等規則第31条に規定する介護休業に係る部分休業（以下「介護部分休業」という。）若しくは介護休業又は懲戒減給処分により給与が減額されている場合は、減額されていない俸給による。
- (3) 育児短時間勤務教職員の俸給等の額は、育児休業等規則第18条第2項の規定にかかわらず育児休業等規則第14条の規定により定められたその者の労働時間を労働時間等規則第4条第1項に規定する労働時間で除して得た数を乗じる前の額とする。
- (4) 休職者の場合には、第2項に規定する式により得た額に休職給率を乗じて得た額と

する。

10 第2項に規定する在職期間は、教職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6箇月以内に次に掲げる者から教職員となった場合には、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、直前に属していた機関が退職手当及び期末手当を支給しない場合においては、期間に算入する。

- (1) 本学以外の国立大学法人の職員
- (2) 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員
- (3) 検察官
- (4) 国家公務員
- (5) 独立行政法人（行政執行法人を除く）の職員
- (6) 日本郵政公社の職員
- (7) 地方公務員
- (8) 公庫・公団等（公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫，退職手当法施行令第9条の2に規定する法人）の職員

11 基準日にそれぞれ在職する教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、期末手当は支給しない。

- (1) 無給休職者（就業規則第17条第1項第1号，第4号又は第5号の規定により休職にされている教職員のうち，給与の支給を受けていないものをいう。）
- (2) 刑事休職者（就業規則第17条第1項第2号の規定により休職にされている教職員をいう。）
- (3) 停職者（就業規則第45条第1項第3号の規定により停職にされている教職員をいう。）
- (4) 育児休業者（育児休業等規則第4条の規定により育児休業をしている教職員（基準日以前に勤務した期間がある教職員を除く。）をいう。）
- (5) 介護休業者（育児休業等規則第23条の規定により介護休業をしている教職員（基準日以前に勤務した期間がある教職員を除く。）をいう。）
- (6) 自己啓発等休業教職員（国立大学法人群馬大学教職員自己啓発等休業に関する規則（以下「自己啓発等休業規則」という。）の規定により自己啓発等休業をしている者をいう。）

12 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。

- (1) 基準日から支給日の前日までの間に、就業規則第45条の規定により懲戒解雇又は諭旨解雇された教職員
- (2) 基準日から支給日の前日までの間に、就業規則第13条第2号及び第3号の規定により解雇された教職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した教職員（前2号に掲げる者を除く。）で、離職した日から支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

13 期末手当を一時差し止めとすることが適当と認められる事由のある教職員については、これを一時差し止めとする。

【一部改正】(17. 4. 1/18. 1. 1/18. 4. 1/19. 4. 1/20. 4. 1/21. 12. 1/22. 4. 1/22. 12. 1/25. 1. 1/27. 4. 1)

(勤勉手当)

第41条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する教職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第4条第4項で定める日に支給する。

2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在及び基準日前1箇月以内に離職又は死亡した日現在において教職員が受けるべき俸給並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の月額合計額に、役職段階別加算額（管理職加算額の加算対象教職員にあつては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額を基礎として、次項に定める勤務期間に応じた割合を乗じて得た額に、別に定める教職員の勤務成績による割合を乗じて得た額とする。

この場合において、勤勉手当の支給を受けるべき教職員の勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれの基準日（離職又は死亡した教職員にあつては、離職又は死亡した日現在）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、人事交流手当の月額合計額を加算した額に次の各号に掲げる教職員の区分の割合を乗じて得た額の範囲内とする。

- (1) 一般の教職員 100分の67.5
- (2) 特定幹部教職員 100分の87.5
- (3) 再雇用教職員 100分の32.5

3 勤務期間割合は、次のとおりとする。

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

4 役職段階別加算及び管理職加算の対象教職員並びに加算額及び第2項に規定する地域手当及び人事交流手当の月額の算定方法は、期末手当と同様とする。

5 前条第9項第1号、第2号及び第3号並びに同条第10項から第13項までの規定は、勤勉手当の支給に準用する。

【一部改正】(18.1.1/18.4.1/19.4.1/21.12.1/22.4.1/22.12.1)

(再雇用教職員についての適用除外)

第41条の2 再雇用教職員には、第3条第2号に定める諸手当のうち、初任給調整手当、未来先端研究担当手当、扶養手当、住居手当、管理職手当、義務教育等教員特別手当は支給しない。

【一部改正】(18. 4. 1追加/19. 4. 1/24. 7. 1/26. 4. 1/27. 4. 1)

(義務教育等教員特別手当)

第42条 附属学校の教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、16,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号俸の別に応じて、別表第14に掲げる額とする。
- 3 義務教育等教員特別手当は、教職員の給与が第35条第3項の規定により俸給の半減が行われる場合であっても半減されない。

【一部改正】(19. 4. 1/21. 4. 1)

(主幹教諭手当)

第42条の2 附属学校教員のうち、小学校及び中学校に置かれる主幹教諭で、校長を助け、命を受けて校務の一部を整理するとともに、児童生徒の教育等をつかさどる者に主幹教諭手当を支給する。

- 2 主幹教諭手当の月額は、10,000円とする。

【一部改正】(20. 4. 1追加)

(本府省業務調整手当)

第42条の3 一般職俸給表(一)の適用を受ける職員が、文部科学省内の内部部局及び本省に置かれる職の業務に従事する場合は、当該職員には、本府省業務調整手当を支給する。

- 2 本府省業務調整手当の月額は、41,800円を超えない範囲内で、職務の級及び職員の区分に応じて、別表第15に掲げる額とする。

【一部改正】(21. 4. 1追加)

(教職調整額)

第43条 附属学校の教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、教職調整額を支給する。

- 2 教職調整額は、教育職俸給表(二)又は教育職俸給表(三)の適用を受ける者のうちその属する職務の級がこれらの俸給表の1級又は2級である者には、その者の俸給月額の100分の4に相当する額を支給する。
- 3 教職調整額には、超過勤務手当及び休日給を含むものとする。
- 4 教職調整額は、教職員の給与が第35条第1項の規定により給与の減額が行われる場合であっても減額されない。

(休職者の給与)

第44条 教職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第14条又は第22条の2の規定による休業補償給付又は休業給付を受けるときは、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

- 2 教職員が前項以外の傷病に該当して休職にされたときは、その休職期間が1年(結核性疾病にあっては2年)に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、人事交流手当、住居手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。
- 3 教職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職にされたときは、その休職期間中、俸給、扶養手当、地域手当、人事交流手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支

給することができる。

- 4 教職員が調査・研究等又は災害により休職にされたときは、その休職期間中、俸給、扶養手当、地域手当、人事交流手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、災害により休職にされたときで、当該休職が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、100分の100以内を支給することができる。この場合において、第1項ただし書を準用する。
- 5 教職員が前4項以外の事由により休職にされたときは、その休職期間中、必要に応じて、俸給、扶養手当、地域手当、人事交流手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 第2項、第4項又は前項に規定する教職員が、当該各項に規定する期間内で第40条に規定する基準日前1箇月以内に離職し、又は死亡したときは、同条を準用し、期末手当を支給することができる。
- 7 休職にされた教職員には、他の規則等に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 8 就業規則第18条第3項の規定による休職者には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

【一部改正】(18. 4. 1/19. 4. 1/24. 1. 1/27. 4. 1)

(育児休業等取得者の給与)

第45条 育児休業等規則により、育児休業、育児短時間勤務、育児時間、介護休業又は介護部分休業をする教職員の給与については、同規則に定めるところによる。

【一部改正】(18. 4. 1/20. 4. 1)

(自己啓発等休業取得者の給与)

第46条 自己啓発等休業規則により、自己啓発等休業をする教職員の給与については、同規則に定めるところによる。

【一部改正】(20. 4. 1)

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により本学の教職員となった者（以下「承継教職員」という。）の本学の成立の日の前日に受けていた給与については、特に支給要件に変更がない限り、この規則の規定により決定されたものとする。
- 3 承継教職員のうち、本学の成立の日の前日において、給与法第6条に規定する指定職俸給表の適用を受けていた者については、その適用を受けるべき職務に従事している間は、国立大学法人群馬大学役員報酬規則を準用する。
- 4 本学の成立の前日において、承継職員が給与の支払いを預金又は貯金への振込みとしていた申出は、第5条第2項に規定する申出とみなす。
- 5 本学の成立の前日の群馬大学の教職員としての在職期間は、本学の教職員として在職したものとみなしてこの規則を適用する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第17条、第18条、第40条、第41条、別表第1から第7まで、別表第9及び第10の規定については、平成17年12月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(平成24年7月1日以降においては、当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。))に達しないこととなる教職員には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(平成22年12月1日施行の附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を加算した額をその者の俸給月額として支給する。
- 3 この規則施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)で、同項の規定による俸給月額を支給される教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて俸給月額を支給する。
- 4 平成22年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条中「別表第13」とあるのは、「附則別表第1」とする。
- 5 この規則施行の際、現に改正前の規則第19条第2項の規定の適用を受けている教職員にあっては、なお従前の例による。
- 6 平成18年4月1日に採用される教職員のうち、部内他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、第19条の規定を適用する場合、改正前の規則第19条の規定を適用するものとする。
- 7 この規則施行日後に採用される教職員のうち、部内他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、この規則施行日の前日に在職していたものとみなし、第2項の規定に準じて俸給月額を支給する。
- 8 第14条の規定による俸給の調整額の適用を受ける教職員(以下「俸給の調整額適用教職員」という。)のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額(平成18年3月31日にその者に適用されていた調整基本額(平成21年12月1日以降においては、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額)又はこれに相当するものとして学長が認める額をいう。)に達しないこととなる教職員には、改正後の第14条の規定による俸給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該教職員に係る調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を俸給の調整額として支給する。
 - (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

【一部改正】(19.4.1/21.12.1/22.12.1/24.7.1)

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第15条の規定による管理職手当の適用を受ける教職員(以下「管理職手当適用教職員」という。)のうち、その者に係る管理職手当の月額が経過措置基準額(平成19年3月31日にその者が受けていた管理職手当の月額(平成22年12月1日以降においては、当該管理

職手当の月額に100分の99.59を乗じて得た額)又はこれに相当するものとして学長が認める額をいう。)に達しないこととなる教職員には、改正後の第15条の規定による管理職手当の月額(平成22年12月1日施行の附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)のほか、その差額に相当する額(平成22年12月1日施行の附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

【一部改正】(20.4.1/21.12.1/22.12.1)

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第15条別表第11については、平成20年4月1日から適用する。
- 2 平成22年3月31までの間における第42条の3の規定の適用については、同条中「別表第15」とあるのは、「附則別表第2」とする。

附 則

- 1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当の第40条第3項に規定する支給割合は、同条同項の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

期別支給割合

基準日	一般の教職員	特定幹部教職員	再雇用教職員
6月1日	100分の125	100分の110	100分の70

- 3 平成21年6月に支給する勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
 - (1) 一般の教職員 100分の95
 - (2) 特定幹部教職員 100分の115
 - (3) 再雇用教職員 100分の40

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第32条については、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。ただし、附則第8項及び第14項の規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年12月に支給する期末手当の期別支給割合は、第40条第3項の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

期別支給割合

基準日	一般の教職員	特定幹部教職員
12月1日	100分の135	100分の115

- 3 平成22年12月に支給する勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
 - (1) 一般の教職員 100分の65
 - (2) 特定幹部教職員 100分の85
 - (3) 再雇用教職員 100分の30
- 4 平成30年3月31日までの間、再雇用教職員以外の教職員（一般職俸給表（一）、医療職俸給表（一）若しくは医療職俸給表（二）の適用を受ける教職員のうち職務の級が6級以上の者、教育職俸給表（一）の適用を受ける教職員のうち職務の級が5級以上の者又は教育職俸給表（二）若しくは教育職俸給表（三）の適用を受ける教職員のうち職務の級が4級以上の者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下「特定教職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 俸給月額 当該特定教職員の俸給月額（当該特定教職員が第35条第3項又は第5項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定教職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定教職員が同条同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項及び附則第6項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定教職員の俸給月額から当該特定教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び附則第6項において「俸給月額減額基礎額」という。））
 - (2) 地域手当 当該特定教職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
 - (3) 人事交流手当 当該特定教職員の俸給月額に対する人事交流手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する人事交流手当の月額）
 - (4) 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定教職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の月額の合計額（第40条第4項の規定の

適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同条第6項に規定する加算割合を乗じて得た額（同条第7項の規定の適用を受ける教職員（以下この号において「管理監督教職員」という。）にあっては、その額に、俸給月額に同条第8項に規定する加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同条第3項に規定する期別支給割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項に規定する在職期間別支給割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の月額の合計額（第40条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同条第6項に規定する加算割合を乗じて得た額（管理監督教職員にあっては、その額に、俸給月額に同条第8項に規定する加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同条第3項に規定する期別支給割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項に規定する在職期間別支給割合に定める割合を乗じて得た額）

- (5) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定教職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の月額の合計額（第41条第4項に規定する役職段階別加算の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第40条第6項に規定する加算割合を乗じて得た額（管理監督教職員にあっては、その額に、俸給月額に同条第8項に規定する加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第7項において「勤勉手当減額対象額」という。）に当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第41条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の合計額（第41条第4項に規定する役職段階別加算の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第40条第6項に規定する加算割合を乗じて得た額（管理監督教職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同条第8項に規定する加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第7項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第41条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）
- (6) 第44条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該特定教職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第44条第1項 前各号に定める額
 - ロ 第44条第2項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 第44条第3項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ニ 第44条第4項及び第5項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定より当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ホ 第44条第6項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第4項又は第5項の規定により給与の支給を受ける教職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）
- 5 前項に規定するもののほか、特定教職員以外の者が月の初日以外の日に特定教職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、当分の間、学長の認めるところによる。
- 6 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第32条から第

35条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第38条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1年間の通常の勤務日（365日から週休日及び休日を除いた日）に7.75を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の合計額に12を乗じ、その額を1年間の通常の勤務日（365日から週休日及び休日を除いた日）に7.75を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

- 7 附則第4項の規定が適用される間、第41条第2項後段に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975（特定幹部教職員にあつては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（特定幹部教職員にあつては、100分の85）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
- 8 前項に規定する額の算出は、平成23年4月1日以降においては、「100分の0.975」とあるのは「100分の1.0125」、「100分の1.275」とあるのは「100分の1.3125」、「100分の65」とあるのは「100分の67.5」、「100分の85」とあるのは「100分の87.5」と読み替えるものとする。
- 9 前項の規定にかかわらず、第7項に規定する額の算出は、平成26年12月1日においては、「100分の0.975」とあるのは「100分の1.2375」、「100分の1.275」とあるのは「100分の1.5375」、「100分の65」とあるのは「100分の82.5」、「100分の85」とあるのは「100分の102.5」と読み替えるものとする。
- 10 前項の規定にかかわらず、第7項に規定する額の算出は、平成27年12月1日においては、「100分の0.975」とあるのは「100分の1.275」、「100分の1.275」とあるのは「100分の1.575」、「100分の65」とあるのは「100分の85」、「100分の85」とあるのは「100分の105」と読み替えるものとする。
- 11 前項の規定にかかわらず、第7項に規定する額の算出は、平成28年12月1日においては、「100分の0.975」とあるのは「100分の1.35」、「100分の1.275」とあるのは「100分の1.65」、「100分の65」とあるのは「100分の90」、「100分の85」とあるのは「100分の110」と読み替えるものとする。
- 12 前項の規定にかかわらず、第7項に規定する額の算出は、平成29年12月1日においては、「100分の0.975」とあるのは「100分の1.6875」、「100分の1.275」とあるのは「100分の1.9875」、「100分の65」とあるのは「100分の112.5」、「100分の85」とあるのは「100分の132.5」と読み替えるものとする。
- 13 平成22年4月1日前に55歳に達した教職員に対する附則第4項の規定の適用については、同項中「当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「平成22年12月1日後」とする。
- 14 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第15条第2項に規定する管理職手当の額は、同条同項の規定にかかわらず、同条同項の月額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 15 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員のうち、平成22年1月1日において第11条の規定により昇給した教職員その他当該教職員との権衡上必要があるとして学長が認める者の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場

合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

【一部改正】(24.1.1/27.4.1/28.4.1)

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

2 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、俸給月額（平成18年4月1日施行の附則2項の規定により俸給月額に加算される額を含み、当該教職員が第35条第3項及び第4項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額（同附則第2項の規定により俸給月額に加算される額を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該教職員に適用される次に掲げる俸給表及び職務の級の区分に応じそれぞれに定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
一般職俸給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
一般職俸給表（二）	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
教育職俸給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級以上	100分の9.77
教育職俸給表（二）	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
教育職俸給表（三）	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
医療職俸給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から7級まで	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職俸給表（二）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級	100分の9.77

3 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 管理職手当 当該教職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(2) 地域手当 当該教職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該教職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10

を乗じて得た額

(3) 人事交流手当 当該教職員の俸給月額に対する人事交流手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該教職員の管理職手当に対する人事交流手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(4) 期末手当 当該教職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

(5) 勤勉手当 当該教職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

(6) 第44条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該教職員に適用される次のアからオまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからオまでに定める額

ア 第44条第1項 前項及び前各号に定める額

イ 第44条第2項 前項及び第2号から第4号までに定める額に100の80を乗じて得た額

ウ 第44条第3項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第3項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第44条第4項又は第5項 前項及び第2号から第4号までに定める額に、同条第4項又は第5項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第44条第6項 第4号に定める額に同条第2項、第4項又は第5項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

4 特例期間においては、第32条から第35条第1項までに規定する勤務1時間当たりの給与額（同規則第32条の規定により読み替えられるものを含む。）は、第38条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1年間の通常の勤務日に7.75を乗じたもので除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額及び管理職手当の月額に12を乗じ、その額を1年間の通常の勤務日に7.75を乗じたもので除して得た額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 特例期間においては、平成22年12月1日施行の附則第4項の規定の適用を受ける教職員に対する第2項、第3項第2号から第6号まで及び第4項の規定の適用については、第1項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から平成22年12月1日施行の附則第4項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第2号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から平成22年12月1日施行の附則第4項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「俸給月額に対する人事交流手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する人事交流手当の月額から平成22年12月1日施行の附則第4項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年12月1日施行の附則第4項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年12月1日施行の附則第4項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号ア中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号イ及びエ中「前項及び第2号から第4号まで」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び第2号から第4号まで」と、同号ウ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、同号オ中「第4号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第4号」と、第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年12月1日施行の附則第6項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

6 第2項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものと

する。

- 7 第19条の3の適用期間は特例期間とする。
- 8 特例期間においては、平成22年12月1日施行の附則第4項の規定の適用を受ける教職員に対する第19条の3の規定の適用については、同条第2項中「、俸給月額（）」とあるのは「、俸給月額（平成22年12月1日施行の附則第4項第1号に定める額に相当する額を減じた額とし、）」とする。
- 9 平成24年4月1日において36歳に満たない教職員のうち当該教職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第11条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして学長が認める教職員の平成24年7月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が認める教職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 10 平成25年4月1日において平成18年4月1日施行の附則第2項の規定による俸給に関する状況を考慮して学長が定める年齢に満たない教職員のうち当該教職員の調整考慮事項及び平成24年7月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が認める教職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が認める教職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 11 平成26年4月1日において平成18年4月1日施行の附則第2項の規定による俸給に関する状況を考慮して学長が定める年齢に満たない教職員のうち当該教職員の調整考慮事項並びに平成24年7月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が認める教職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が認める教職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

附 則

- 1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第31条の2の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条の2及び第11条の規定は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第12項及び第13項の規定は、平成27年3月11日から施行する。
- 2 この規則施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる教職員には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年12月1日施行の附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 3 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて俸給を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前2項の規定に準じて俸給を支給する。
- 5 前3項の規定による俸給を支給される教職員に関する第40条第7項（第41条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成27年4月1日施行附則第2項から第4項までの規定による俸給の額との合計額」とする。
- 6 施行日から平成28年3月31日までの間（以下「保障期間」という。）における第19条の規定の適用については、同条中「別表第13」とあるのは、「附則別表第1」とする。
- 7 この規則施行の際、現に第19条第2項及び第3項の規定の適用を受けている教職員にあっては、なお従前の例による。
- 8 施行日以降に採用される教職員について、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められるときは、前項の規定に準ずる。
- 9 施行日から平成28年3月31日までの間に教職員が人事交流により採用となった場合における当該教職員に対する当該採用に係る人事交流手当の支給に関する第19条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。
- 10 施行日前に教職員が人事交流により採用となった場合における当該教職員に対する当該採用に係る人事交流手当の支給に関する第19条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。
- 11 保障期間における第22条第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。
- 12 平成26年12月1日を基準日とする勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
 - (1) 一般の教職員 100分の82.5
 - (2) 特定幹部教職員 100分の102.5
 - (3) 再雇用教職員 100分の37.5
- 13 前項の規定は、平成26年12月1日に在職している教職員のうち、前項の施行日の前日までに離職した教職員については、適用しない。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第9項及び第10項の規定は、平成28年3月2日から施行する。
- 2 この規則施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き教育職俸給表（二）又は教育職俸給表（三）の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が、同日において附則別表に定める俸給表のその者の受けている級及び号俸に対応する俸給月額に達しないこととなる教職員には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年12月1日施行の附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 3 施行日の前日から引き続き教育職俸給表（二）又は教育職俸給表（三）の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて俸給を支給する。
- 4 施行日以降に新たに教育職俸給表（二）又は教育職俸給表（三）の適用を受けることとなった教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前2項の規定に準じて俸給を支給する。
- 5 前3項の規定による俸給を支給される教職員に関する第40条第7項（第41条第4項において準用する場合を含む。）及び第43条第2項の規定の適用については、「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成28年4月1日施行附則第2項から第4項までの規定による俸給の額との合計額」とする。
- 6 平成27年4月1日から平成28年3月31日までににおける第19条の規定の適用については、同条中「別表第13」とあるのは、「附則別表第1」とする。
- 7 この規則施行の際、現に第19条の規定の適用を受けている教職員にあっては、なお従前の例による。
- 8 施行日以降に採用される教職員について、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められるときは、前項の規定に準ずる。
- 9 平成27年12月1日を基準日とする勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
 - (1) 一般の教職員 100分の85
 - (2) 特定幹部教職員 100分の105
 - (3) 再雇用教職員 100分の40
- 10 前項の規定は、平成27年12月1日に在職している教職員のうち、前項の施行日の前日までに離職した教職員については、適用しない。

附 則

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、平成28年11月30日から施行する。
- 2 平成28年12月1日を基準日とする勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
 - (1) 一般の教職員 100分の90
 - (2) 特定幹部教職員 100分の110
 - (3) 再雇用教職員 100分の42.5

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる期間の第18条第2項の表の適用については、当該各号に掲げる表による。
 - (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間

扶 養 親 族	手 当 額
配偶者	10,000円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき8,000円(教職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円)
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹	1人につき6,500円(教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)
満60歳以上の父母及び祖父母	
重度心身障害者(終身労務に就けない程度の者)	

- (2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間

扶 養 親 族	手 当 額
配偶者	6,500円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹	1人につき6,500円
満60歳以上の父母及び祖父母	
重度心身障害者(終身労務に就けない程度の者)	

- (3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間

扶 養 親 族	手 当 額
配偶者	6,500円 ただし、般(一)8級教職員等及び般(一)9級以上教職員等(以下「般(一)8級以上教職員等」という。)にあつては、3,500円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹	1人につき6,500円 ただし、般(一)8級以上教職員等にあつては、3,500円

満60歳以上の父母及び祖父母	ては、3,500円
重度心身障害者(終身労務に就けない程度の者)	

附 則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 平成29年12月1日を基準日とする勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
 - (1) 一般の教職員 100分の112.5
 - (2) 特定幹部教職員 100分の132.5
 - (3) 再雇用教職員 100分の52.5
- 3 前項の規定は、平成29年12月1日に在職している教職員のうち、施行日の前日までに離職した教職員については、適用しない。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員のうち、平成27年1月1日において第11条の規定により昇給した教職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して学長が定める教職員を除く。以下この項において「昇給抑制教職員」という。)その他昇給抑制教職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が定める教職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

- 1 この規則は、平成30年7月1日から施行し、改正後の第28条第1項第1号の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第28条第1項第1号の規定は、施行の日の前日までに離職した教職員については、適用しない。

別表第1 一般職俸給表(一) (第2条関係)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号俸	俸給月額									
		円									円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000	
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800	
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700	
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400	
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900	
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600	
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200	
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000	
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600	
再	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100	
雇	42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200		
	43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600		
	44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900		
	45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200		
	46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600			
	47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000			
	48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700			
職	49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200			
	50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600			
	51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000			
	52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400			
員	53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800			
	54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200			
	55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600			
	56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900			
以	57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200			
	58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600			
	59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900			
外	60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200			

の 職 員	61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500			
	62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700				
	63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000				
	64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300				
	65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600				
	66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900				
	67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200				
	68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500				
	69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700				
	70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000				
	71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300				
	72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600				
	73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800				
	74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100				
	75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400				
	76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600				
	77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800				
	78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100				
	79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400				
	80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600				
	81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800				
	82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100				
	83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400				
	84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600				
	85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800				
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900						
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200						
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400						
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600						
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900						
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200						
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400						
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600						
94		294,400	342,200								
95		294,800	342,700								
96		295,200	343,100								
97		295,400	343,200								
98		295,700	343,700								
99		296,100	344,100								
100		296,500	344,400								
101		296,700	344,700								
102		297,000	345,100								
103		297,400	345,500								
104		297,700	345,900								
105		297,900	346,400								
106		298,200	346,800								
107		298,600	347,200								
108		298,900	347,600								
109		299,100	348,100								
110		299,500	348,500								
111		299,900	348,800								
112		300,200	349,100								
113		300,300	349,600								
114		300,600									
115		300,900									
116		301,300									
117		301,500									
118		301,700									
119		302,000									
120		302,300									
121		302,700									
122		302,900									
123		303,200									
124		303,500									
125		303,800									
再 雇 用 職 員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600	521,000

備考 この表は、事務職員及び教室系技術職員に適用する。

別表第2 一般職俸給表(二) (第2条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用職	1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
	2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
	3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
	4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
	5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
	6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
	7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
	8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
	9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
	10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
	11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
	12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
	13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
	14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
	15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
	16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
	17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
	18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
	19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
	20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
	21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
	22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
	23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500
	24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
	25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
	26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
	27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
	28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
	29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
	30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
	31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
	32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800
	33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900
	34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
	35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
	36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000
	37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
	38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200
	39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
	40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200
	41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
	42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
	43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200
	44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200
	45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100
	46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100
	47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100
	48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100
	49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000
	50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
	51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800
	52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600
	53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400

員 以 外 の 職 員	54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200
	55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000
	56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700
	57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400
	58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200
	59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000
	60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700
	61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400
	62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100
	63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800
	64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500
	65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100
	66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600
	67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100
	68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600
	69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000
	70	210,800	252,600	282,100	310,900	
	71	211,100	253,000	282,900	311,400	
	72	211,700	253,400	283,600	311,900	
	73	211,900	253,600	284,400	312,200	
	74	212,500	254,000	285,100	312,700	
	75	213,000	254,500	285,900	313,200	
	76	213,800	255,000	286,700	313,600	
	77	214,000	255,400	287,300	313,800	
	78	214,700	255,800	287,800	314,100	
	79	215,200	256,300	288,300	314,400	
	80	215,800	256,800	288,700	314,700	
	81	216,500	257,100	289,100	315,000	
	82	217,000	257,400	289,500	315,300	
	83	217,600	257,700	290,000	315,600	
	84	218,300	258,000	290,500	315,900	
	85	218,900	258,200	290,900	316,100	
	86	219,400	258,400	291,500	316,500	
	87	219,900	258,700	292,100	316,800	
	88	220,600	259,000	292,700	317,000	
	89	221,100	259,200	293,000	317,200	
	90	221,700	259,400	293,500	317,500	
	91	222,300	259,800	294,000	317,800	
	92	222,800	260,000	294,400	318,100	
	93	223,200	260,300	294,800	318,300	
	94	223,700	260,700	295,300	318,600	
	95	224,200	261,000	295,800	318,900	
	96	224,700	261,300	296,300	319,100	
	97	225,200	261,500	296,600	319,300	
	98	225,700	261,800	297,000	319,600	
	99	226,200	262,000	297,500	319,900	
	100	226,700	262,300	298,000	320,100	
	101	227,100	262,600	298,400	320,300	
	102	227,600	262,800	298,800		
	103	228,200	263,100	299,100		
	104	228,800	263,400	299,400		
	105	229,200	263,600	299,700		
	106	229,700	263,800	300,100		
	107	230,000	264,100	300,500		
	108	230,400	264,300	300,900		
	109	230,600	264,600	301,200		
	110	231,000	264,900	301,600		
	111	231,500	265,200	302,000		
	112	232,000	265,400	302,300		
	113	232,200	265,600	302,500		

114	232,700	265,900	302,800		
115	233,200	266,100	303,100		
116	233,700	266,300	303,300		
117	234,000	266,600	303,500		
118	234,400	266,900	303,800		
119	234,800	267,200	304,100		
120	235,200	267,500	304,300		
121	235,600	267,600	304,500		
122		267,900	304,800		
123		268,200	305,100		
124		268,500	305,300		
125		268,600	305,500		
126		268,900	305,800		
127		269,200	306,100		
128		269,500	306,300		
129		269,600	306,500		
130		269,900	306,800		
131		270,200	307,100		
132		270,500	307,300		
133		270,600	307,500		
134		270,900			
135		271,200			
136		271,500			
137		271,600			
再雇用職員	193,200	204,300	222,800	243,600	274,300

備考 この表は、自動車運転手、ボイラー技士、調理師、看護助手その他の技能系職員に適用する。

別表第3 教育職俸給表(一)(第2条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	169,900	212,900	273,900	321,200	405,100	534,000
	2	172,000	215,200	276,900	324,100	407,400	537,000
	3	174,000	217,400	279,700	327,200	409,800	540,100
	4	176,000	219,600	282,500	330,200	412,300	543,200
	5	178,000	221,700	285,300	333,400	414,600	546,200
	6	180,500	223,900	287,800	336,200	417,100	548,600
	7	183,000	226,100	290,000	338,800	419,300	551,100
	8	185,500	228,200	292,400	341,500	421,800	553,500
	9	188,000	230,500	295,100	344,500	423,500	555,800
	10	190,800	232,900	297,600	347,500	426,000	557,600
	11	193,500	235,300	300,000	350,600	428,400	559,500
	12	196,200	237,700	302,600	353,900	430,700	561,400
	13	198,900	240,000	305,000	356,800	432,100	563,100
	14	200,800	242,400	307,000	358,900	434,300	564,500
	15	202,700	244,800	309,100	361,200	436,500	565,800
	16	204,700	247,200	311,000	363,800	438,800	567,000
	17	206,700	249,300	313,200	366,200	441,100	568,300
	18	208,500	252,400	315,400	368,400	443,500	569,100
	19	210,300	255,500	317,400	370,700	445,800	569,800
	20	212,000	258,600	319,400	372,800	448,200	570,500
	21	213,800	261,500	321,400	374,900	450,300	571,300
	22	215,700	264,500	323,900	377,000	452,600	
	23	217,600	267,400	326,500	379,100	455,000	
	24	219,500	270,300	329,300	381,100	457,300	
	25	221,500	273,100	331,400	382,700	459,300	
	26	223,600	275,700	333,600	384,500	461,500	
	27	225,700	278,200	335,800	386,300	463,600	
	28	227,800	280,900	338,300	388,200	465,800	
	29	229,800	283,800	340,700	390,100	467,900	
	30	232,000	286,200	342,900	391,800	470,200	
	31	234,300	288,400	345,000	393,500	472,400	
	32	236,600	290,800	346,900	395,200	474,500	
	33	238,800	293,200	349,100	396,900	476,400	
	34	240,600	295,400	351,400	398,700	478,500	
	35	242,300	297,900	353,700	400,200	480,800	
	36	244,000	300,200	355,900	402,000	483,000	
	37	245,700	302,700	357,600	403,100	485,100	
	38	247,400	304,400	359,600	404,700	487,100	
	39	248,800	306,100	361,700	406,300	489,000	
	40	250,400	307,800	363,600	407,800	490,900	
	41	252,500	309,700	365,500	408,800	492,900	
	42	254,200	310,500	367,400	410,400	494,800	
	43	255,600	311,400	369,200	411,900	496,500	
	44	257,200	312,300	371,000	413,500	498,400	
	45	258,600	313,200	372,900	414,900	500,300	
	46	260,100	314,300	374,700	416,500	502,100	
	47	261,800	315,200	376,200	417,900	503,900	
	48	263,200	316,300	378,000	419,500	505,800	
	49	264,600	317,300	379,500	420,900	507,500	
	50	265,400	318,400	381,100	422,200	509,200	
	51	266,000	319,300	382,900	423,500	511,000	
	52	266,900	320,200	384,600	424,800	512,900	
	53	267,600	321,400	385,700	425,500	514,500	
	54	268,500	322,400	387,200	426,500	516,100	
	55	269,200	323,400	388,600	427,400	517,800	
	56	270,000	324,400	390,200	428,300	519,400	
	57	270,800	325,300	391,600	429,200	521,000	
	58	272,000	326,400	393,000	430,100	522,300	
	59	273,000	327,500	394,300	431,000	523,600	
	60	274,100	328,500	395,800	431,900	524,800	
再	61	275,100	329,500	397,100	432,800	526,000	
雇	62	276,200	330,500	398,500	433,700	527,000	
	63	277,200	331,600	400,000	434,700	528,000	
	64	278,200	332,700	401,500	435,800	529,000	
	65	279,100	333,500	402,500	436,700	529,600	

用 職 員 以 外 の 職 員	66	280,000	334,600	403,600	437,700	530,500	
	67	281,100	335,300	404,600	438,700	531,400	
	68	282,200	336,400	405,700	439,600	532,300	
	69	283,100	337,000	406,700	440,600	533,200	
	70	284,200	338,100	407,600	441,600	534,000	
	71	285,200	339,100	408,400	442,500	534,700	
	72	286,300	340,200	409,200	443,500	535,200	
	73	287,100	340,600	410,000	444,500	535,900	
	74	288,200	341,600	410,900	445,400	536,400	
	75	289,300	342,600	411,700	446,300	537,200	
	76	290,300	343,600	412,500	447,300	537,800	
	77	290,900	344,600	413,200	448,100	538,300	
	78	291,900	345,600	413,700	448,600	538,900	
	79	292,800	346,500	414,100	449,300	539,500	
	80	293,700	347,400	414,500	449,900	540,100	
	81	294,600	348,400	414,800	450,700	540,700	
	82	295,500	349,400	415,200	451,400		
	83	296,400	350,400	415,500	451,700		
	84	297,300	351,400	415,900	452,300		
	85	297,900	352,000	416,200	452,700		
	86	298,700	352,600	416,600	453,100		
	87	299,500	353,200	417,000	453,500		
	88	300,400	353,800	417,400	453,800		
	89	301,000	354,400	417,700	454,100		
	90	301,600	354,800	418,100	454,500		
	91	302,300	355,200	418,500	454,900		
	92	302,900	355,700	418,800	455,200		
	93	303,600	356,200	419,100	455,500		
	94	304,200	356,600	419,500	455,900		
	95	304,800	357,100	419,800	456,200		
	96	305,400	357,600	420,100	456,500		
	97	306,100	358,200	420,400	456,800		
	98	306,700	358,700	420,800	457,200		
	99	307,300	359,100	421,100	457,500		
	100	307,900	359,600	421,400	457,800		
	101	308,300	360,000	421,700	458,100		
	102	308,600	360,500	422,100			
103	308,900	360,800	422,400				
104	309,300	361,300	422,700				
105	309,600	361,800	423,000				
106	310,000	362,200	423,400				
107	310,300	362,700	423,700				
108	310,600	363,200	424,000				
109	311,000	363,600	424,300				
110	311,300	364,100	424,600				
111	311,700	364,600	424,900				
112	312,100	365,000	425,200				
113	312,400	365,400	425,500				
114	312,800	365,800	425,800				
115	313,100	366,300	426,100				
116	313,400	366,700	426,400				
117	313,600	367,100	426,600				
118	313,900	367,500					
119	314,300	368,000					
120	314,700	368,400					
121	314,900	368,700					
122	315,200	369,100					
123	315,600	369,600					
124	316,000	369,900					
125	316,200	370,300					
126	316,400	370,800					
127	316,700	371,300					
128	317,100	371,700					
129	317,300	372,100					
130	317,600	372,600					
131	318,000	373,100					
132	318,200	373,600					
133	318,400	374,100					
134	318,700	374,600					
135	319,100	375,100					
136	319,300	375,600					
137	319,400	376,100					

	138	319,600	376,600				
	139	319,900	377,100				
	140	320,200	377,600				
	141	320,600	378,100				
	142	320,900					
	143	321,200					
	144	321,500					
	145	321,900					
	146	322,200					
	147	322,400					
	148	322,700					
	149	323,100					
	150	323,400					
	151	323,700					
	152	323,900					
	153	324,200					
	154	324,500					
	155	324,800					
	156	325,100					
	157	325,300					
再雇用職員		235,200	282,400	293,400	315,300	399,300	533,700

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第4 教育職俸給表(二) (第2条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	156,300	200,600	329,200	416,500
	2	157,800	202,300	331,400	418,300
	3	159,300	204,000	333,700	420,100
	4	160,800	205,700	335,800	421,800
	5	162,500	207,500	338,100	423,300
	6	164,400	209,200	340,300	424,800
	7	166,200	210,900	342,600	426,700
	8	168,000	212,500	344,900	428,600
	9	169,800	214,300	346,700	430,400
	10	171,900	216,200	348,800	432,200
	11	173,900	218,100	350,900	434,100
	12	175,900	220,000	353,000	435,900
	13	177,900	221,700	355,100	437,600
	14	180,100	223,700	357,100	439,500
	15	182,300	225,700	359,100	441,300
	16	184,500	227,700	361,100	443,200
	17	186,800	229,600	362,900	444,900
	18	189,400	232,300	364,800	446,700
	19	191,900	235,000	366,600	448,500
	20	194,400	237,700	368,600	450,300
	21	196,900	240,300	370,200	451,900
	22	198,600	243,100	372,100	453,600
	23	200,300	245,700	374,000	455,500
	24	202,000	248,400	375,900	457,200
	25	203,500	250,900	377,200	458,900
	26	205,200	253,400	379,000	460,500
	27	206,900	255,900	380,800	462,100
	28	208,500	258,200	382,700	463,600
	29	210,000	260,900	384,600	465,100
	30	211,700	263,300	386,500	466,400
	31	213,400	265,500	388,400	467,700
	32	215,100	267,700	390,400	469,000
	33	216,700	269,800	392,100	470,200
	34	218,500	272,000	393,800	470,900
	35	220,300	274,200	395,400	471,600
	36	222,100	276,200	397,200	472,300
	37	223,700	278,500	398,400	472,900
	38	225,500	280,500	399,900	473,600
	39	227,300	282,400	401,300	474,300
	40	229,100	284,400	402,700	475,000
	41	230,800	286,200	404,400	475,600
	42	232,500	288,600	405,800	
	43	234,100	290,900	407,100	
	44	235,700	293,400	408,600	
	45	237,200	295,500	410,200	
	46	238,600	298,000	411,500	
	47	239,900	300,300	413,000	
	48	241,100	303,000	414,600	
	49	242,600	305,400	416,300	
	50	244,100	307,800	417,700	
	51	245,300	310,300	419,300	
	52	246,800	312,600	420,800	
	53	248,000	314,900	422,500	

再 雇 用	54	249,200	317,100	424,000
	55	250,600	319,200	425,600
	56	251,700	321,400	427,200
	57	253,000	323,500	428,700
	58	254,100	325,600	430,200
	59	255,200	327,700	431,400
	60	256,400	329,700	432,600
	61	257,700	331,800	433,800
	62	259,000	333,900	435,100
	63	260,400	336,100	436,400
	64	261,500	338,300	437,600
職 員	65	262,800	340,100	438,800
	66	264,300	342,300	440,000
	67	265,800	344,300	441,200
	68	267,500	346,500	442,400
	69	269,000	348,300	443,600
	70	270,400	350,200	444,800
	71	271,800	352,300	446,000
	72	273,200	354,300	447,200
	73	274,300	355,900	448,300
	74	275,700	357,800	448,900
	75	277,100	359,600	449,400
以 外 の 職 員	76	278,300	361,500	449,900
	77	279,600	363,400	450,400
	78	280,800	365,100	451,000
	79	282,000	366,800	451,500
	80	283,200	368,400	452,000
	81	284,300	369,900	452,500
	82	285,500	371,400	
	83	286,700	372,900	
	84	287,900	374,300	
	85	289,000	375,400	
	86	290,100	376,800	
87	291,100	378,200		
88	292,300	379,500		
89	293,400	380,800		
90	294,500	382,100		
91	295,700	383,300		
92	296,900	384,600		
93	297,500	385,900		
94	298,500	387,000		
95	299,600	388,300		
96	300,800	389,500		
97	301,800	390,900		
98	302,900	391,900		
99	303,900	393,000		
100	305,000	394,000		
101	305,900	394,900		
102	307,000	395,900		
103	308,100	397,000		
104	309,100	398,100		
105	309,700	398,800		
106	310,600	399,700		
107	311,400	400,600		
108	312,200	401,500		
109	313,100	402,300		
110	313,500	403,200		
111	313,900	404,000		
112	314,400	404,800		
113	315,000	405,400		

114	315,400	406,100		
115	315,900	406,800		
116	316,400	407,500		
117	317,000	408,100		
118	317,500	408,600		
119	317,900	409,000		
120	318,400	409,400		
121	318,900	409,800		
122	319,300	410,100		
123	319,800	410,400		
124	320,300	410,600		
125	320,900	410,800		
126	321,200	411,100		
127	321,500	411,400		
128	321,800	411,600		
129	322,000	411,800		
130	322,300	412,100		
131	322,600	412,400		
132	322,900	412,600		
133	323,100	412,800		
134	323,300	413,100		
135	323,500	413,400		
136	323,800	413,600		
137	324,100	413,800		
138	324,300	414,100		
139	324,600	414,400		
140	324,900	414,600		
141	325,100	414,800		
142	325,300	415,100		
143	325,600	415,400		
144	325,800	415,600		
145	326,100	415,800		
146	326,300	416,100		
147	326,600	416,400		
148	326,900	416,600		
149	327,100	416,800		
150	327,300	417,100		
151	327,600	417,400		
152	327,900	417,600		
153	328,100	417,800		
再雇用職員	233,600	273,900	330,700	414,800

- 備考(1) この表は、附属特別支援学校の教頭、教諭及び養護教諭に適用する。
(2) この表の適用を受ける教員のうち、その職務の級が3級である教員の俸給月額は、この表の額に7,700円(平成18年3月31日に在職していた教員又はこれに相当すると学長が認める教員にあっては、8,200円)をそれぞれ加算した額とする。

別表第5 教育職俸給表(三) (第2条関係)

職員 の区 分	職務の 級	1級	2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	156,300	172,200	290,100	406,300
	2	157,800	174,300	292,700	407,800
	3	159,300	176,400	295,600	409,300
	4	160,800	178,600	298,100	410,800
	5	162,500	180,600	300,600	412,200
	6	164,400	182,800	303,000	413,600
	7	166,200	185,000	305,300	415,100
	8	168,000	187,200	307,700	416,700
	9	169,800	189,500	310,100	418,100
	10	171,900	192,300	312,700	419,500
	11	173,900	195,000	315,400	420,900
	12	175,900	197,700	318,300	422,200
	13	177,900	200,600	320,800	423,500
	14	180,100	202,300	322,800	424,900
	15	182,300	204,000	324,800	426,300
	16	184,500	205,700	327,100	427,700
	17	186,800	207,500	329,200	428,900
	18	189,400	209,200	331,400	430,200
	19	191,900	210,900	333,700	431,400
	20	194,400	212,500	335,800	432,700
	21	196,900	214,300	338,100	433,800
	22	198,600	216,200	340,300	435,000
	23	200,300	218,100	342,600	436,300
	24	202,000	220,000	344,900	437,600
	25	203,500	221,700	346,700	438,900
	26	205,100	223,700	348,500	440,100
	27	206,700	225,700	350,400	441,100
	28	208,200	227,700	352,300	442,200
	29	209,900	229,600	354,100	443,400
	30	211,600	232,300	355,900	444,200
	31	213,300	235,000	357,600	445,000
	32	215,000	237,700	359,500	445,900
	33	216,500	240,300	361,000	446,800
	34	218,200	243,100	362,700	447,300
	35	219,900	245,700	364,200	447,800
	36	221,600	248,400	366,000	448,300
	37	223,100	250,900	367,900	448,800
	38	224,800	253,400	369,400	449,300
	39	226,500	255,900	370,800	449,800
	40	228,200	258,200	372,400	450,300
	41	229,800	260,900	373,500	450,800
	42	231,500	263,300	374,900	
	43	233,100	265,500	376,300	
	44	234,700	267,700	377,800	
	45	236,400	269,800	379,300	
	46	237,900	272,000	380,900	
	47	239,200	274,200	382,500	
	48	240,600	276,200	384,000	
	49	242,000	278,500	385,400	
	50	243,400	280,500	386,900	
	51	244,900	282,400	388,400	
	52	246,100	284,400	389,800	
	53	247,200	286,200	391,000	
	54	248,600	288,600	392,300	
	55	249,800	290,900	393,400	
	56	251,000	293,400	394,500	
	57	252,200	295,500	395,900	

再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	58	253,400	298,000	397,100	
	59	254,500	300,300	398,300	
	60	255,700	303,000	399,600	
	61	257,100	305,400	400,800	
	62	258,300	307,800	401,800	
	63	259,500	310,300	403,200	
	64	260,400	312,600	404,500	
	65	261,400	314,900	405,700	
	66	262,800	317,100	406,800	
	67	264,200	319,200	408,000	
	68	265,700	321,400	409,100	
	69	267,300	323,500	410,100	
	70	268,800	325,600	411,300	
	71	270,300	327,800	412,500	
	72	271,700	329,800	413,700	
	73	272,700	331,900	414,300	
	74	273,900	334,000	415,100	
	75	275,200	336,200	415,800	
	76	276,400	338,400	416,300	
	77	277,700	340,100	416,600	
	78	278,800	342,000	417,000	
79	280,000	343,700	417,400		
80	281,200	345,500	417,800		
81	282,400	347,300	418,100		
82	283,300	349,100	418,500		
83	284,500	350,600	418,900		
84	285,700	352,400	419,200		
85	286,700	353,600	419,500		
86	287,600	355,200	419,900		
87	288,300	356,700	420,300		
88	289,300	358,200	420,600		
89	290,300	359,600	420,900		
90	291,200	360,900	421,200		
91	292,100	362,300	421,500		
92	293,000	363,700	421,700		
93	293,300	365,200	421,900		
94	294,000	366,500	422,200		
95	294,700	367,800	422,500		
96	295,500	369,000	422,700		
97	296,300	370,000	422,900		
98	297,100	371,000			
99	297,900	372,000			
100	298,600	373,000			
101	299,500	373,900			
102	300,000	374,900			
103	300,500	375,900			
104	301,000	376,900			
105	301,200	377,700			
106	301,600	378,600			
107	301,900	379,500			
108	302,100	380,500			
109	302,300	381,300			
110	302,500	382,300			
111	302,800	383,300			
112	303,100	384,300			
113	303,300	384,900			
114	303,500	385,800			
115	303,700	386,700			
116	304,000	387,600			
117	304,300	388,400			
118	304,600	389,100			
119	304,900	389,900			
120	305,200	390,700			
121	305,300	391,300			

122	305,500	392,100		
123	305,800	392,800		
124	306,100	393,500		
125	306,300	394,100		
126		394,800		
127		395,300		
128		395,900		
129		396,600		
130		397,200		
131		397,700		
132		398,200		
133		398,500		
134		398,800		
135		399,100		
136		399,400		
137		399,700		
138		400,000		
139		400,300		
140		400,600		
141		400,900		
142		401,200		
143		401,500		
144		401,800		
145		402,000		
146		402,300		
147		402,600		
148		402,800		
149		403,000		
150		403,300		
151		403,600		
152		403,800		
153		404,000		
154		404,300		
155		404,600		
156		404,800		
157		405,000		
158		405,300		
159		405,600		
160		405,800		
161		406,000		
162		406,300		
163		406,600		
164		406,800		
165		407,000		
再雇用職員	224,800	270,700	324,000	404,800

備考(1) この表は、附属幼稚園、小学校及び中学校の教頭、主幹教諭、教諭及び養護教諭に適用する。

(2) この表の適用を受ける教員のうち、その職務の級が3級である教員の俸給月額、この表の額に7,500円(平成18年3月31日に在職していた教員又はこれに相当すると学長が認める教員にあっては、8,000円)をそれぞれ加算した額とする。

別表第6 医療職俸給表(一) (第2条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号俸	俸給月額							
再雇用職員以外	1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,300	370,700	436,800
	2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,300	373,400	439,400
	3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,500	376,000	441,900
	4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,700	378,700	444,500
	5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,600	381,100	446,900
	6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	336,800	383,800	449,400
	7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	338,800	386,400	451,900
	8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,000	389,100	454,400
	9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	342,800	391,200	456,800
	10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	344,900	393,500	459,200
	11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,100	395,700	461,800
	12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,200	397,900	464,200
	13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	350,700	400,000	466,700
	14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	352,700	402,000	468,200
	15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	354,600	404,000	469,500
	16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	356,600	406,100	470,800
	17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500	358,500	407,900	472,000
	18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500	360,500	409,900	473,300
	19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600	362,500	411,800	474,600
	20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700	364,500	413,900	475,900
	21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500	366,300	415,700	477,100
	22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500	368,300	417,300	478,500
	23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300	370,400	418,900	479,900
	24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300	372,500	420,400	481,100
	25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100	373,900	421,900	482,500
	26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000	375,700	423,200	483,800
	27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000	377,500	424,500	485,200
	28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000	379,200	425,800	486,600
	29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400	381,000	427,100	488,000
	30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200	382,500	428,300	489,100
	31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900	384,100	429,500	490,200
	32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700	385,800	430,600	491,300
	33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400	387,100	431,800	492,400
	34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200	388,400	433,000	493,300
	35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100	389,700	434,200	494,200
	36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900	390,900	435,400	495,100
	37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700	392,000	436,700	496,100
	38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400	393,200	437,500	
	39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000	394,300	437,900	
	40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700	395,400	438,600	
	41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900	396,200	439,100	
	42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000	397,000	439,500	
	43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200	397,800	439,900	
	44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400	398,600	440,300	
	45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600	399,000	440,700	
	46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400	399,600	441,100	
	47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600	400,100	441,500	
	48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700	400,500	441,800	
	49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700	400,900	442,100	
	50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700	401,200	442,500	
	51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700	401,500	442,800	
	52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700	401,800	443,100	
	53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500	402,100	443,400	
	54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300	402,400		
	55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200	402,700		
	56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100	403,000		
	57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600	403,300		
	58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400	403,600		
	59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200	403,900		
	60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000	404,300		
	61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400	404,500		

の 職 員	62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100	404,800			
	63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800	405,100			
	64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500	405,400			
	65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900	405,600			
	66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500				
	67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200				
	68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800				
	69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200				
	70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700				
	71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200				
	72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700				
	73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300				
	74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800				
	75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400				
	76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000				
	77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500				
	78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000				
	79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500				
	80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000				
	81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300				
	82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800				
	83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200				
	84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600				
	85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000				
	86		289,100	325,000	345,900					
	87		289,300	325,200	346,200					
	88		289,500	325,600	346,500					
	89		289,900	326,000	346,900					
	90		290,100	326,400	347,200					
	91		290,300	326,800	347,600					
	92		290,500	327,200	347,900					
	93		290,900	327,500	348,300					
	94		291,100	327,700	348,600					
	95		291,300	328,100	348,900					
	96		291,600	328,400	349,200					
	97		292,000	328,600	349,500					
	98		292,300	328,900	349,900					
	99		292,500	329,200	350,300					
	100		292,800	329,500	350,700					
	101		293,100	329,700	351,200					
	102		293,300	330,000	351,600					
	103		293,500	330,400	352,000					
	104		293,800	330,600	352,400					
	105		294,100	330,700	352,900					
	106			331,000						
	107			331,400						
	108			331,600						
	109			331,800						
	110			332,200						
	111			332,600						
	112			333,000						
	113			333,200						
	再雇 用職 員		188,300	214,900	243,100	256,500	281,700	322,400	364,600	426,100

備考 この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師その他の医療系技術職員に適用する。

別表第7 医療職俸給表(二) (第2条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	俸給月額						
再雇田	1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,500	373,700
	2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,600	376,300
	3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	333,600	379,000
	4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	335,800	381,600
	5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	337,800	383,800
	6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	339,900	386,200
	7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,100	388,500
	8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,200	390,800
	9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	345,700	392,800
	10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	347,700	394,900
	11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	349,600	397,100
	12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	351,600	399,400
	13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	353,600	401,300
	14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	355,700	403,300
	15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	357,800	405,500
	16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	359,800	407,700
	17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900	361,800	409,700
	18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500	363,800	411,900
	19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200	365,900	414,100
	20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900	368,000	416,200
	21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300	369,700	418,100
	22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800	371,800	420,000
	23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300	373,900	421,800
	24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800	375,900	423,700
	25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300	377,900	425,400
	26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700	379,500	427,000
	27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200	381,400	428,700
	28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800	383,300	430,300
	29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000	385,100	431,600
	30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500	386,800	432,900
	31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900	388,700	434,500
	32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400	390,500	436,000
	33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200	437,700
	34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900	439,300
	35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700	440,700
	36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400	442,100
	37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000	443,200
	38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700	444,500
	39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500	445,800
	40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300	447,200
	41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800	448,200
	42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300	448,900
	43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800	449,700
	44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100	450,300
	45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200	451,200
	46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300	451,900
	47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400	452,700
	48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600	453,500
	49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900	454,200
	50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000	454,900
	51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200	455,600
	52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300	456,400
	53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500	457,200
	54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500	458,000
	55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600	458,700
	56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700	459,400
	57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800	460,200

職 員 以 外 の 職 員	58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300	
	59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900	
	60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300	
	61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900	
	62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400	
	63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800	
	64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300	
	65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900	
	66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300	
	67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600	
	68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900	
	69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000	430,300	
	70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600		
	71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300		
	72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900		
	73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600		
	74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100		
	75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700		
	76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200		
	77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600		
	78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200		
79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700			
80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000			
81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300			
82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800			
83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200			
84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500			
85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800			
86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300			
87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800			
88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200			
89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500			
90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900			
91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400			
92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800			
93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200			
94	281,400	314,600	348,000	366,000				
95	282,300	315,300	348,700	366,400				
96	283,300	315,900	349,300	366,700				
97	284,000	316,600	349,700	367,300				
98	284,800	316,900	350,100	367,800				
99	285,400	317,500	350,600	368,300				
100	286,300	318,200	351,000	368,800				
101	287,100	318,600	351,500	369,400				
102	287,900	319,200	351,900	369,900				
103	288,700	319,800	352,400	370,400				
104	289,500	320,400	352,800	370,800				
105	290,200	320,800	353,100	371,400				
106	290,700	321,300	353,600	371,900				
107	291,200	321,800	354,000	372,400				
108	291,700	322,300	354,300	372,900				
109	291,900	322,700	354,800	373,500				
110	292,200	323,100	355,300	373,900				
111	292,400	323,400	355,800	374,400				
112	292,800	323,700	356,300	374,900				
113	293,100	324,100	356,800	375,500				
114	293,300	324,500	357,300					
115	293,700	324,900	357,800					
116	294,000	325,200	358,200					
117	294,300	325,400	358,600					
118	294,600	325,700	359,000					
119	294,900	326,100	359,500					
120	295,300	326,300	360,000					
121	295,600	326,500	360,400					

122	296,000	326,800	360,900				
123	296,300	327,100	361,400				
124	296,700	327,400	361,900				
125	296,900	327,600	362,200				
126	297,100	327,900					
127	297,400	328,300					
128	297,800	328,500					
129	298,000	328,600					
130	298,300	328,900					
131	298,700	329,300					
132	299,100	329,500					
133	299,300	329,800					
134	299,600	330,200					
135	300,000	330,600					
136	300,300	331,000					
137	300,500	331,300					
138	300,800	331,700					
139	301,200	332,100					
140	301,500	332,500					
141	301,700	332,800					
142	302,100	333,200					
143	302,500	333,500					
144	302,800	333,900					
145	302,900	334,200					
146	303,200	334,600					
147	303,500	335,000					
148	303,900	335,400					
149	304,100	335,700					
150	304,300	336,100					
151	304,600	336,500					
152	304,900	336,900					
153	305,300	337,200					
154	305,500						
155	305,700						
156	306,000						
157	306,300						
158	306,600						
159	306,900						
160	307,200						
161	307,600						
162	307,900						
163	308,200						
164	308,500						
165	308,900						
166	309,200						
167	309,500						
168	309,800						
169	310,200						
再雇用職員	234,700	255,000	262,200	272,400	288,700	325,800	370,200

備考 この表は、助産師、看護師及び准看護師その他の看護職員に適用する。

別表第8 俸給の調整額適用区分表（第14条関係）

勤務箇所	教職員	調整数
1. 大学院の研究科及び学 府(以下, 研究科等とい う。)	(1) 教授, 准教授, 講師又は助教で研究科等の授業を常 時担当するもの(以下「大学院担当教員」という。)のうち, 研究科等の博士課程を担当する者で主任として学生に対 する研究指導に従事するもの(別に定める者に限る。)	3
	(2) 大学院担当教員のうち, 研究科等の博士課程を担当す る者((1)に掲げる者を除く。)	2
	(3) 大学院担当教員((1)及び(2)に掲げる者を除く。)	1
	(4) 研究科等に在学する学生の指導に常時従事する助教 又は助手で別に定めるもの	
2. 医学部及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組 織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例 とする病理細菌技術者	1
	(2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とし る職員(別に定める者に限る。)	
	(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す る法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の 病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」とい う。)を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実 験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする職 員	
3. 医学部附属病院	(1) 重症心身障害児(以下「重障児」という。)を専ら入院さ せるための病棟(以下「重障児病棟」という。)に勤務する 看護助手	5
	(2) 重障児病棟に勤務する看護師長, 看護師及び准看護 師	4
	(3) 重障児の診療に直接従事することを本務とする医師	
	(4) 重障児の理学療法に直接従事することを本務とする理 学療法技術職員	
	(5) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病 棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟 (以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手	3
	(6) 精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当し ている者に限る。), 看護師及び准看護師	2
	(7) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事すること を本務とする医師及び歯科医師	
	(8) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常 例とし, 入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技 術者	
	(9) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入 院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診 療放射線技師	
	(10) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とし る作業療法技術職員	
	(11) 結核病棟, 精神病棟又は集中的な監視及び治療を要 する患者を専ら入院させるための病棟(別に定めるものに 限る。以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長 ((6)に掲げる者を除く。)並びに集中治療病棟に勤務する 看護師及び准看護師	1
	(12) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事 することを本務とする医師(別に定める者に限る。)	
	(13) 重障児の栄養管理に直接従事することを本務とする栄 養士	

	(14) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務職員(別に定める者に限る。)	
4. 附属特別支援学校	(1) 特別支援教育に直接従事することを本務とする教諭及び養護教諭	2
	(2) 教諭((1)に掲げる者を除く。)	1

別表第9 調整基本額表（第14条関係）

ア. 一般職俸給表（一）

職務の級	号俸	調整基本額
1級	1号俸	6,417円
	2号俸	6,466円
	3号俸	6,520円
	4号俸	6,570円
	上記に該当しない号俸	6,600円
2級	全ての号俸	8,500円
3級	全ての号俸	9,600円
4級	全ての号俸	10,200円
5級	全ての号俸	10,600円
6級	全ての号俸	11,200円
7級	全ての号俸	12,100円
8級	全ての号俸	12,700円
9級	全ての号俸	14,300円
10級	全ての号俸	15,900円

イ. 一般職俸給表（二）

職務の級	号俸	調整基本額
1級	1号俸	5,800円
	2号俸	5,841円
	3号俸	5,886円
	4号俸	5,926円
	5号俸	5,971円
	上記に該当しない号俸	6,000円
2級	全ての号俸	7,400円
3級	全ての号俸	8,500円
4級	全ての号俸	8,700円
5級	全ての号俸	9,600円

ウ. 教育職俸給表（一）

職務の級	号俸	調整基本額
1級	1号俸	7,645円
	2号俸	7,740円
	3号俸	7,830円
	4号俸	7,920円
	5号俸	8,010円
	6号俸	8,122円
	7号俸	8,235円
	8号俸	8,347円
	9号俸	8,460円
	10号俸	8,586円
	11号俸	8,707円
	12号俸	8,829円
	13号俸	8,950円
	上記に該当しない号俸	9,000円
2級	1号俸	9,580円
	2号俸	9,684円
	3号俸	9,783円
	4号俸	9,882円
	5号俸	9,976円
	6号俸	10,075円
	7号俸	10,174円
	8号俸	10,269円
	9号俸	10,372円
	10号俸	10,480円
上記に該当しない号俸	10,500円	
3級	全ての号俸	11,900円
4級	全ての号俸	12,700円
5級	全ての号俸	15,000円
6級	全ての号俸	16,300円

エ. 教育職俸給表（二）

職務の級	号俸	調整基本額
1級	1号俸	7,033円
	2号俸	7,101円
	3号俸	7,168円
	4号俸	7,236円
	5号俸	7,312円
	6号俸	7,398円
	7号俸	7,479円
	8号俸	7,560円
	9号俸	7,641円
	10号俸	7,735円
	11号俸	7,825円
	12号俸	7,915円
	13号俸	8,005円
	14号俸	8,104円
	15号俸	8,203円
	16号俸	8,302円
	17号俸	8,406円
	18号俸	8,523円
	19号俸	8,635円
	20号俸	8,748円
	21号俸	8,860円
	22号俸	8,937円
上記に該当しない号俸	9,000円	
2級	1号俸	9,027円
	2号俸	9,103円
	3号俸	9,180円
	4号俸	9,256円
	5号俸	9,337円
	6号俸	9,414円
	7号俸	9,490円
	8号俸	9,562円
	9号俸	9,643円
	10号俸	9,729円
	11号俸	9,814円
	12号俸	9,900円
	13号俸	9,976円
	14号俸	10,066円
	15号俸	10,156円
	16号俸	10,246円
	17号俸	10,332円
	18号俸	10,453円

	19号俵	10,575円
	20号俵	10,696円
	21号俵	10,813円
	22号俵	10,939円
	23号俵	11,056円
	上記に該当しない号俵	11,100円
3級	全ての号俵	12,200円
4級	全ての号俵	13,100円

オ. 教育職俸給表(三)

職務の級	号俸	調整基本額
1級	1号俸	7,033円
	2号俸	7,101円
	3号俸	7,168円
	4号俸	7,236円
	5号俸	7,312円
	6号俸	7,398円
	7号俸	7,479円
	8号俸	7,560円
	9号俸	7,641円
	10号俸	7,735円
	11号俸	7,825円
	12号俸	7,915円
	13号俸	8,005円
	14号俸	8,104円
	15号俸	8,203円
	16号俸	8,302円
	上記に該当しない号俸	8,400円
2級	1号俸	7,749円
	2号俸	7,843円
	3号俸	7,938円
	4号俸	8,037円
	5号俸	8,127円
	6号俸	8,226円
	7号俸	8,325円
	8号俸	8,424円
	9号俸	8,527円
	10号俸	8,633円
	11号俸	8,775円
	12号俸	8,896円
	13号俸	9,027円
	14号俸	9,103円
	15号俸	9,180円
	16号俸	9,256円
	17号俸	9,337円
	18号俸	9,414円
	19号俸	9,490円
	20号俸	9,562円
	21号俸	9,643円
	22号俸	9,729円
	23号俸	9,814円
	24号俸	9,900円
	25号俸	9,976円
	26号俸	10,066円
	27号俸	10,156円
	28号俸	10,246円
	29号俸	10,332円
	30号俸	10,453円
	31号俸	10,575円
	32号俸	10,696円
	33号俸	10,813円
	34号俸	10,939円
	上記に該当しない号俸	11,000円
3級	全ての号俸	11,800円
4級	全ての号俸	12,700円

カ. 医療職俸給表(一)

職務の級	号俸	調整基本額
1級	全ての号俸	6,200円
2級	全ての号俸	8,000円
3級	全ての号俸	9,100円
4級	全ての号俸	9,700円
5級	全ての号俸	10,500円
6級	全ての号俸	11,300円
7級	全ての号俸	12,200円
8級	全ての号俸	13,800円

キ. 医療職俸給表(二)

職務の級	号俸	調整基本額
1級	1号俸	7,258円
	2号俸	7,321円
	3号俸	7,389円
	4号俸	7,452円
	5号俸	7,519円
	6号俸	7,587円
	7号俸	7,654円
	8号俸	7,722円
	9号俸	7,780円
	10号俸	7,857円
	11号俸	7,929円
	12号俸	7,996円
	13号俸	8,064円
	上記に該当しない号俸	8,100円
2級	1号俸	8,496円
	2号俸	8,590円
	3号俸	8,685円
	4号俸	8,775円
	5号俸	8,869円
	6号俸	8,973円
	7号俸	9,076円
	8号俸	9,180円
	9号俸	9,288円
	10号俸	9,351円
	上記に該当しない号俸	9,400円
3級	全ての号俸	9,700円
4級	全ての号俸	10,000円
5級	全ての号俸	10,400円
6級	全ての号俸	11,600円
7級	全ての号俸	12,500円

別表第10 管理職手当(第15条関係)

職名	適用区分
副学長(校務を分担する者)	Ⅱ種
医学系研究科長	Ⅱ種
理工学府長	Ⅱ種
教育学部長	Ⅲ種
社会情報学部長	Ⅲ種
医学部長	Ⅲ種
保健学研究科長	Ⅲ種
生体調節研究所長	Ⅲ種
総合情報メディアセンター長	Ⅲ種
副学長	Ⅳ種
副病院長	Ⅳ種
評議員	Ⅴ種
学校教育臨床総合センター長	Ⅴ種
学科長(理工学部を除く。)	Ⅴ種
部門長(理工学府に限る。)	Ⅴ種
生物資源センター長	Ⅴ種
生体情報ゲノムリソースセンター長	Ⅴ種
国際センター長	Ⅴ種
附属小学校長	Ⅳ種の2
附属幼稚園長	Ⅳ種
附属小学校教頭	Ⅳ種
附属中学校長	Ⅳ種
附属中学校教頭	Ⅳ種
附属特別支援学校校長	Ⅳ種
附属特別支援学校小学部主事	Ⅴ種の2
附属特別支援学校中学部主事	Ⅴ種の2
附属特別支援学校高等部主事	Ⅴ種の2
附属幼稚園教頭	Ⅴ種
附属特別支援学校教頭	Ⅴ種
看護部長	Ⅱ種
薬剤部長	Ⅳ種
副看護部長	Ⅳ種
事務局長	Ⅰ種
事務局の部長及び調査役	Ⅱ種
昭和地区事務部長, 次長	Ⅱ種
課長, 事務長, 室長	Ⅲ種
統括技術長	Ⅳ種
副統括技術長	Ⅴ種

別表第11 管理職手当額(第15条関係)

ア. 一般職俸給表(一)

職務の級	適用区分	管理職手当額
10級	I種	139,300
9級	I種	130,300
	II種	104,200
8級	I種	117,000
	II種	94,000
	III種	82,200
7級	II種	88,500
	III種	77,400
6級	II種	83,100
	III種	72,700
	IV種	62,300
	V種	51,900
5級	III種	69,400
	IV種	59,500
	V種	49,600
4級	IV種	55,500
	V種	46,300

オ. 医療職俸給表(一)

職務の級	適用区分	管理職手当額
6級	IV種	62,300
5級	IV種	58,900

カ. 医療職俸給表(二)

職務の級	適用区分	管理職手当額
7級	II種	88,300
6級	II種	86,700
5級	II種	79,000
	III種	69,100
	IV種	59,200
4級	IV種	53,700

イ. 教育職俸給表(一)

職務の級	適用区分	管理職手当額
5級	II種	106,900
	III種	93,500
	IV種の2	86,800
	IV種	80,200
	V種	66,800
4級	IV種の2	74,500
	IV種	68,800
	V種	57,300

ウ. 教育職俸給表(二)

職務の級	適用区分	管理職手当額
4級	IV種	68,300
	V種	56,900
3級	V種	55,100
	V種の2	35,300
2級	V種	52,200
	V種の2	33,400

エ. 教育職俸給表(三)

職務の級	適用区分	管理職手当額
4級	IV種	65,100
	V種	54,300
3級	V種	54,700
2級	V種	51,000

別表第12 初任給調整手当（第17条関係）

期間の区分	手当額
1 年未満	50,700
1 年以上 2 年未満	50,700
2 年以上 3 年未満	50,700
3 年以上 4 年未満	50,700
4 年以上 5 年未満	50,700
5 年以上 6 年未満	50,700
6 年以上 7 年未満	48,900
7 年以上 8 年未満	47,100
8 年以上 9 年未満	45,300
9 年以上 10 年未満	43,500
10 年以上 11 年未満	41,700
11 年以上 12 年未満	39,900
12 年以上 13 年未満	38,100
13 年以上 14 年未満	36,300
14 年以上 15 年未満	34,900
15 年以上 16 年未満	33,500
16 年以上 17 年未満	32,100
17 年以上 18 年未満	30,700
18 年以上 19 年未満	29,300
19 年以上 20 年未満	27,900
20 年以上 21 年未満	26,500
21 年以上 22 年未満	25,900
22 年以上 23 年未満	25,300
23 年以上 24 年未満	24,300
24 年以上 25 年未満	23,700
25 年以上 26 年未満	23,100
26 年以上 27 年未満	22,500
27 年以上 28 年未満	21,900
28 年以上 29 年未満	21,100
29 年以上 30 年未満	20,800
30 年以上 31 年未満	20,400
31 年以上 32 年未満	19,800
32 年以上 33 年未満	18,900
33 年以上 34 年未満	18,000
34 年以上 35 年未満	17,300

別表第13 地域手当(第19条関係)

都道府県	支給地域	支給割合
群馬県	高崎市	100分の6
	前橋市 太田市 桐生市 渋川市	100分の3
北海道	札幌市	100分の3
宮城県	多賀城市	100分の10
	仙台市	100分の6
	名取市	100分の3
茨城県	取手市 つくば市	100分の16
	守谷市	100分の15
	牛久市	100分の12
	水戸市 日立市 土浦市 龍ヶ崎市	100分の10
	古河市 ひたちなか市 神栖市	100分の6
	笠間市 鹿嶋市 筑西市	100分の3
栃木県	宇都宮市 大田原市 下野市	100分の6
	栃木市 鹿沼市 小山市 真岡市	100分の3
埼玉県	和光市	100分の16
	さいたま市 志木市	100分の15
	東松山市 朝霞市	100分の12
	坂戸市	100分の10
	川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 春日部市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 久喜市 三郷市 比企郡滑川町 比企郡鳩山町 北葛飾郡杉戸町	100分の6
	熊谷市	100分の3
千葉県	袖ヶ浦市 印西市	100分の16
	千葉市 成田市	100分の15
	船橋市 浦安市	100分の12
	市川市 松戸市 佐倉市 市原市 富津市	100分の10
	野田市 茂原市 東金市 柏市 流山市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町	100分の6
	木更津市 君津市 八街市	100分の3
東京都	特別区	100分の20
	武蔵野市 調布市 町田市 小平市 日野市 国分寺市 狛江市 清瀬市 多摩市	100分の16
	八王子市 青梅市 府中市 東村山市 国立市 福生市 稲城市 西東京市	100分の15
	立川市	100分の12
	三鷹市 あきる野市	100分の10
	武蔵村山市	100分の3
神奈川県	横浜市 川崎市 厚木市	100分の16
	鎌倉市	100分の15
	相模原市 藤沢市	100分の12
	横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市	100分の10
	三浦市 三浦郡葉山町 中郡二宮町	100分の6
新潟県	新潟市	100分の3
富山県	富山市	100分の3
石川県	金沢市	100分の3
福井県	福井市	100分の3
山梨県	甲府市	100分の6
	南アルプス市	100分の3
長野県	塩尻市	100分の6
	長野市 松本市 諏訪市 伊那市	100分の3
岐阜県	岐阜市	100分の6
	大垣市 多治見市 美濃加茂市 各務原市	100分の3
静岡県	静岡市 沼津市 磐田市 御殿場市	100分の6
	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市	100分の3
愛知県	刈谷市 豊田市	100分の16
	名古屋市長 豊明市	100分の15
	西尾市 知多市 みよし市	100分の10
	岡崎市 瀬戸市 春日井市 豊川市 津島市 碧南市 安城市 犬山市	100分の6
	江南市 田原市 弥富市 西春日井郡豊山町 豊橋市 一宮市 半田市 常滑市 小牧市 海部郡飛島村	100分の3
三重県	鈴鹿市	100分の12
	四日市市	100分の10
	津市 桑名市 亀山市	100分の6

滋賀県	名張市 伊賀市	100分の3
	大津市 草津市 栗東市	100分の10
	彦根市 守山市 甲賀市	100分の6
	長浜市 東近江市	100分の3
京都府	京田辺市	100分の12
	京都市	100分の10
	宇治市 亀岡市 向日市 木津川市	100分の6
大阪府	大阪市 守口市	100分の16
	池田市 高槻市 門真市	100分の15
	豊中市 吹田市 寝屋川市 箕面市 羽曳野市	100分の12
	堺市 枚方市 茨木市 八尾市 柏原市 東大阪市 交野市	100分の10
	岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 藤井寺市	100分の6
	泉南市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 泉南郡岬町 南河内郡太子町	
兵庫県	西宮市 芦屋市 宝塚市	100分の15
	神戸市	100分の12
	尼崎市 伊丹市 三田市	100分の10
	明石市 赤穂市	100分の6
	姫路市 加古川市 三木市	100分の3
奈良県	天理市	100分の12
	奈良市 大和郡山市	100分の10
	大和高田市 橿原市 香芝市 北葛城郡王寺町	100分の6
	桜井市 宇陀市	100分の3
和歌山県	和歌山市 橋本市	100分の6
岡山県	岡山市	100分の3
広島県	広島市	100分の10
	三原市 東広島市 廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町	100分の3
山口県	周南市	100分の3
徳島県	徳島市 鳴門市 阿南市	100分の3
香川県	高松市	100分の6
	坂出市	100分の3
福岡県	福岡市 春日市 福津市	100分の10
	太宰府市 糟屋郡新宮町 糟屋郡粕屋町	100分の6
	北九州市 筑紫野市 糟屋郡宇美町	100分の3
長崎県	長崎市	100分の3

備考 この表の支給地域等欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第14 義務教育等教員特別手当（第42条関係）

ア 教育職俸給表(二)の適用を受ける者

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸				
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	3,900	5,000	10,100	13,500
	2	3,900	5,000	10,100	13,500
	3	3,900	5,000	10,100	13,500
	4	3,900	5,000	10,100	13,500
	5	4,100	5,200	10,400	13,800
	6	4,100	5,200	10,400	13,800
	7	4,100	5,200	10,400	13,800
	8	4,100	5,200	10,400	13,800
	9	4,200	5,500	10,700	14,100
	10	4,200	5,500	10,700	14,100
	11	4,200	5,500	10,700	14,100
	12	4,200	5,500	10,700	14,100
	13	4,400	5,800	11,100	14,400
	14	4,400	5,800	11,100	14,400
	15	4,400	5,800	11,100	14,400
	16	4,400	5,800	11,100	14,400
	17	4,700	6,000	11,400	14,800
	18	4,700	6,000	11,400	14,800
	19	4,700	6,000	11,400	14,800
	20	4,700	6,000	11,400	14,800
	21	4,900	6,200	11,700	15,100
	22	4,900	6,200	11,700	15,100
	23	4,900	6,200	11,700	15,100
	24	4,900	6,200	11,700	15,100
	25	5,100	6,600	11,900	15,300
	26	5,100	6,600	11,900	15,300
	27	5,100	6,600	11,900	15,300
	28	5,100	6,600	11,900	15,300
	29	5,400	7,100	12,200	15,500
	30	5,400	7,100	12,200	15,500
	31	5,400	7,100	12,200	15,500
	32	5,400	7,100	12,200	15,500
	33	5,600	7,400	12,600	15,800
	34	5,600	7,400	12,600	15,800
	35	5,600	7,400	12,600	15,800
	36	5,600	7,400	12,600	15,800
	37	5,800	7,700	12,900	15,900
	38	5,800	7,700	12,900	15,900
	39	5,800	7,700	12,900	15,900
	40	5,800	7,700	12,900	15,900
	41	6,100	8,300	13,200	16,000
	42	6,100	8,300	13,200	
	43	6,100	8,300	13,200	
	44	6,100	8,300	13,200	
	45	6,300	8,600	13,500	
	46	6,300	8,600	13,500	
	47	6,300	8,600	13,500	
	48	6,300	8,600	13,500	
	49	6,600	8,900	13,700	
	50	6,600	8,900	13,700	
	51	6,600	8,900	13,700	
	52	6,600	8,900	13,700	
53	6,800	9,600	14,000		

54	6,800	9,600	14,000
55	6,800	9,600	14,000
56	6,800	9,600	14,000
57	7,000	9,900	14,200
58	7,000	9,900	14,200
59	7,000	9,900	14,200
60	7,000	9,900	14,200
61	7,200	10,200	14,400
62	7,200	10,200	14,400
63	7,200	10,200	14,400
64	7,200	10,200	14,400
65	7,400	10,500	14,600
66	7,400	10,500	14,600
67	7,400	10,500	14,600
68	7,400	10,500	14,600
69	7,700	10,800	14,800
70	7,700	10,800	14,800
71	7,700	10,800	14,800
72	7,700	10,800	14,800
73	7,900	11,100	14,900
74	7,900	11,100	14,900
75	7,900	11,100	14,900
76	7,900	11,100	14,900
77	8,100	11,400	15,100
78	8,100	11,400	15,100
79	8,100	11,400	15,100
80	8,100	11,400	15,100
81	8,200	11,600	15,200
82	8,200	11,600	
83	8,200	11,600	
84	8,200	11,600	
85	8,400	11,800	
86	8,400	11,800	
87	8,400	11,800	
88	8,400	11,800	
89	8,500	12,200	
90	8,500	12,200	
91	8,500	12,200	
92	8,500	12,200	
93	8,700	12,400	
94	8,700	12,400	
95	8,700	12,400	
96	8,700	12,400	
97	8,800	12,600	
98	8,800	12,600	
99	8,800	12,600	
100	8,800	12,600	
101	9,000	12,900	
102	9,000	12,900	
103	9,000	12,900	
104	9,000	12,900	
105	9,100	13,100	
106	9,100	13,100	
107	9,100	13,100	
108	9,100	13,100	
109	9,200	13,300	
110	9,200	13,300	
111	9,200	13,300	
112	9,200	13,300	
113	9,200	13,400	

	114	9,200	13,400		
	115	9,200	13,400		
	116	9,200	13,400		
	117	9,400	13,600		
	118	9,400	13,600		
	119	9,400	13,600		
	120	9,400	13,600		
	121	9,500	13,700		
	122	9,500	13,700		
	123	9,500	13,700		
	124	9,500	13,700		
	125	9,600	13,900		
	126	9,600	13,900		
	127	9,600	13,900		
	128	9,600	13,900		
	129	9,700	14,000		
	130	9,700	14,000		
	131	9,700	14,000		
	132	9,700	14,000		
	133	9,800	14,100		
	134	9,800	14,100		
	135	9,800	14,100		
	136	9,800	14,100		
	137	9,900	14,100		
	138	9,900	14,100		
	139	9,900	14,100		
	140	9,900	14,100		
	141	9,900	14,200		
	142	9,900	14,200		
	143	9,900	14,200		
	144	9,900	14,200		
	145	10,100	14,200		
	146	10,100	14,200		
	147	10,100	14,200		
	148	10,100	14,200		
	149	10,200	14,200		
	150	10,200	14,200		
	151	10,200	14,200		
	152	10,200	14,200		
	153	10,300	14,200		
再雇用 職員		6,300	7,700	10,100	12,900

備考 この表は、附属特別支援学校の教頭、教諭及び養護教諭に適用する。

イ 教育職俸給表(三)の適用を受ける者

職員の 区分	職務の級	1級		2級		3級		4級	
	号俸	幼稚園	小・中学校	幼稚園	小・中学校	幼稚園	小・中学校	幼稚園	小・中学校
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	1,950	3,900	2,100	4,200	4,200	8,400	6,750	13,500
	2	1,950	3,900	2,100	4,200	4,200	8,400	6,750	13,500
	3	1,950	3,900	2,100	4,200	4,200	8,400	6,750	13,500
	4	1,950	3,900	2,100	4,200	4,200	8,400	6,750	13,500
	5	2,050	4,100	2,250	4,500	4,400	8,800	6,900	13,800
	6	2,050	4,100	2,250	4,500	4,400	8,800	6,900	13,800
	7	2,050	4,100	2,250	4,500	4,400	8,800	6,900	13,800
	8	2,050	4,100	2,250	4,500	4,400	8,800	6,900	13,800
	9	2,100	4,200	2,350	4,700	4,550	9,100	7,050	14,100
	10	2,100	4,200	2,350	4,700	4,550	9,100	7,050	14,100
	11	2,100	4,200	2,350	4,700	4,550	9,100	7,050	14,100
	12	2,100	4,200	2,350	4,700	4,550	9,100	7,050	14,100
	13	2,200	4,400	2,500	5,000	4,900	9,800	7,200	14,400
	14	2,200	4,400	2,500	5,000	4,900	9,800	7,200	14,400
	15	2,200	4,400	2,500	5,000	4,900	9,800	7,200	14,400
	16	2,200	4,400	2,500	5,000	4,900	9,800	7,200	14,400
	17	2,350	4,700	2,600	5,200	5,050	10,100	7,400	14,800
	18	2,350	4,700	2,600	5,200	5,050	10,100	7,400	14,800
	19	2,350	4,700	2,600	5,200	5,050	10,100	7,400	14,800
	20	2,350	4,700	2,600	5,200	5,050	10,100	7,400	14,800
	21	2,450	4,900	2,750	5,500	5,200	10,400	7,550	15,100
	22	2,450	4,900	2,750	5,500	5,200	10,400	7,550	15,100
	23	2,450	4,900	2,750	5,500	5,200	10,400	7,550	15,100
	24	2,450	4,900	2,750	5,500	5,200	10,400	7,550	15,100
	25	2,550	5,100	2,900	5,800	5,350	10,700	7,650	15,300
	26	2,550	5,100	2,900	5,800	5,350	10,700	7,650	15,300
	27	2,550	5,100	2,900	5,800	5,350	10,700	7,650	15,300
	28	2,550	5,100	2,900	5,800	5,350	10,700	7,650	15,300
	29	2,700	5,400	3,000	6,000	5,550	11,100	7,750	15,500
	30	2,700	5,400	3,000	6,000	5,550	11,100	7,750	15,500
	31	2,700	5,400	3,000	6,000	5,550	11,100	7,750	15,500
	32	2,700	5,400	3,000	6,000	5,550	11,100	7,750	15,500
	33	2,800	5,600	3,100	6,200	5,700	11,400	7,900	15,800
	34	2,800	5,600	3,100	6,200	5,700	11,400	7,900	15,800
	35	2,800	5,600	3,100	6,200	5,700	11,400	7,900	15,800
	36	2,800	5,600	3,100	6,200	5,700	11,400	7,900	15,800
	37	2,900	5,800	3,300	6,600	5,850	11,700	7,950	15,900
	38	2,900	5,800	3,300	6,600	5,850	11,700	7,950	15,900
	39	2,900	5,800	3,300	6,600	5,850	11,700	7,950	15,900
	40	2,900	5,800	3,300	6,600	5,850	11,700	7,950	15,900
	41	3,050	6,100	3,550	7,100	5,950	11,900	8,000	16,000
	42	3,050	6,100	3,550	7,100	5,950	11,900		
	43	3,050	6,100	3,550	7,100	5,950	11,900		
	44	3,050	6,100	3,550	7,100	5,950	11,900		
	45	3,150	6,300	3,700	7,400	6,100	12,200		
	46	3,150	6,300	3,700	7,400	6,100	12,200		
	47	3,150	6,300	3,700	7,400	6,100	12,200		
	48	3,150	6,300	3,700	7,400	6,100	12,200		
	49	3,300	6,600	3,850	7,700	6,300	12,600		
	50	3,300	6,600	3,850	7,700	6,300	12,600		
	51	3,300	6,600	3,850	7,700	6,300	12,600		
	52	3,300	6,600	3,850	7,700	6,300	12,600		
53	3,400	6,800	4,150	8,300	6,450	12,900			

54	3,400	6,800	4,150	8,300	6,450	12,900
55	3,400	6,800	4,150	8,300	6,450	12,900
56	3,400	6,800	4,150	8,300	6,450	12,900
57	3,500	7,000	4,300	8,600	6,600	13,200
58	3,500	7,000	4,300	8,600	6,600	13,200
59	3,500	7,000	4,300	8,600	6,600	13,200
60	3,500	7,000	4,300	8,600	6,600	13,200
61	3,600	7,200	4,450	8,900	6,750	13,500
62	3,600	7,200	4,450	8,900	6,750	13,500
63	3,600	7,200	4,450	8,900	6,750	13,500
64	3,600	7,200	4,450	8,900	6,750	13,500
65	3,700	7,400	4,800	9,600	6,850	13,700
66	3,700	7,400	4,800	9,600	6,850	13,700
67	3,700	7,400	4,800	9,600	6,850	13,700
68	3,700	7,400	4,800	9,600	6,850	13,700
69	3,850	7,700	4,950	9,900	7,000	14,000
70	3,850	7,700	4,950	9,900	7,000	14,000
71	3,850	7,700	4,950	9,900	7,000	14,000
72	3,850	7,700	4,950	9,900	7,000	14,000
73	3,950	7,900	5,100	10,200	7,100	14,200
74	3,950	7,900	5,100	10,200	7,100	14,200
75	3,950	7,900	5,100	10,200	7,100	14,200
76	3,950	7,900	5,100	10,200	7,100	14,200
77	4,050	8,100	5,250	10,500	7,200	14,400
78	4,050	8,100	5,250	10,500	7,200	14,400
79	4,050	8,100	5,250	10,500	7,200	14,400
80	4,050	8,100	5,250	10,500	7,200	14,400
81	4,100	8,200	5,400	10,800	7,300	14,600
82	4,100	8,200	5,400	10,800	7,300	14,600
83	4,100	8,200	5,400	10,800	7,300	14,600
84	4,100	8,200	5,400	10,800	7,300	14,600
85	4,200	8,400	5,550	11,100	7,400	14,800
86	4,200	8,400	5,550	11,100	7,400	14,800
87	4,200	8,400	5,550	11,100	7,400	14,800
88	4,200	8,400	5,550	11,100	7,400	14,800
89	4,250	8,500	5,700	11,400	7,450	14,900
90	4,250	8,500	5,700	11,400	7,450	14,900
91	4,250	8,500	5,700	11,400	7,450	14,900
92	4,250	8,500	5,700	11,400	7,450	14,900
93	4,350	8,700	5,800	11,600	7,550	15,100
94	4,350	8,700	5,800	11,600	7,550	15,100
95	4,350	8,700	5,800	11,600	7,550	15,100
96	4,350	8,700	5,800	11,600	7,550	15,100
97	4,400	8,800	5,900	11,800	7,600	15,200
98	4,400	8,800	5,900	11,800		
99	4,400	8,800	5,900	11,800		
100	4,400	8,800	5,900	11,800		
101	4,500	9,000	6,100	12,200		
102	4,500	9,000	6,100	12,200		
103	4,500	9,000	6,100	12,200		
104	4,500	9,000	6,100	12,200		
105	4,550	9,100	6,200	12,400		
106	4,550	9,100	6,200	12,400		
107	4,550	9,100	6,200	12,400		
108	4,550	9,100	6,200	12,400		
109	4,600	9,200	6,300	12,600		
110	4,600	9,200	6,300	12,600		
111	4,600	9,200	6,300	12,600		
112	4,600	9,200	6,300	12,600		
113	4,600	9,200	6,450	12,900		

	114	4,600	9,200	6,450	12,900				
	115	4,600	9,200	6,450	12,900				
	116	4,600	9,200	6,450	12,900				
	117	4,700	9,400	6,550	13,100				
	118	4,700	9,400	6,550	13,100				
	119	4,700	9,400	6,550	13,100				
	120	4,700	9,400	6,550	13,100				
	121	4,750	9,500	6,650	13,300				
	122	4,750	9,500	6,650	13,300				
	123	4,750	9,500	6,650	13,300				
	124	4,750	9,500	6,650	13,300				
	125	4,800	9,600	6,700	13,400				
	126			6,700	13,400				
	127			6,700	13,400				
	128			6,700	13,400				
	129			6,800	13,600				
	130			6,800	13,600				
	131			6,800	13,600				
	132			6,800	13,600				
	133			6,850	13,700				
	134			6,850	13,700				
	135			6,850	13,700				
	136			6,850	13,700				
	137			6,950	13,900				
	138			6,950	13,900				
	139			6,950	13,900				
	140			6,950	13,900				
	141			7,000	14,000				
	142			7,000	14,000				
	143			7,000	14,000				
	144			7,000	14,000				
	145			7,050	14,100				
	146			7,050	14,100				
	147			7,050	14,100				
	148			7,050	14,100				
	149			7,050	14,100				
	150			7,050	14,100				
	151			7,050	14,100				
	152			7,050	14,100				
	153			7,100	14,200				
	154			7,100	14,200				
	155			7,100	14,200				
	156			7,100	14,200				
	157			7,100	14,200				
	158			7,100	14,200				
	159			7,100	14,200				
	160			7,100	14,200				
	161			7,100	14,200				
	162			7,100	14,200				
	163			7,100	14,200				
	164			7,100	14,200				
	165			7,100	14,200				
再雇用 職員		3,150	6,300	3,850	7,700	5,050	10,100	6,450	12,900

備考 この表は、附属幼稚園、小学校及び中学校の教頭、主幹教諭、教諭及び養護教諭に適用する。

別表第15 本府省業務調整手当額(第42条の3関係)

一般職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の級	職員の区分	
	再雇用職員以外 の職員の月額	再雇用職員の月額
1級	7,200	7,200
2級	8,800	8,600
3級	17,500	15,500
4級	22,100	16,800
5級	37,400	27,800
6級	39,200	30,300
7級以上	41,800	34,500

平成18年4月1日附則別表第1(附則第4項関係)

支給割合	支給地域
100分の3	群馬県のうち 前橋市 高崎市 太田市 桐生市
100分の17	東京都のうち 特別区
100分の14	東京都のうち 武蔵野市 町田市 国分寺市 国立市 狛江市 多摩市 稲城市 西東京市 神奈川県のうち 鎌倉市 大阪府のうち 大阪市 守口市 兵庫県のうち 芦屋市
100分の12	茨城県のうち 取手市 埼玉県のうち 和光市 千葉県のうち 成田市 印西市 東京都のうち 八王子市 立川市 府中市 調布市 福生市 清瀬市 神奈川県のうち 横浜市 川崎市 厚木市 愛知県のうち 名古屋市 大阪府のうち 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 門真市 兵庫県のうち 西宮市 宝塚市
100分の11	埼玉県のうち さいたま市 大阪府のうち 高石市
100分の10	茨城県のうち つくば市 埼玉県のうち 志木市 千葉県のうち 千葉市 船橋市 浦安市 東京都のうち 三鷹市 昭島市 小平市 日野市 神奈川県のうち 横須賀市 海老名市 京都府のうち 京都市

	<p>大阪府のうち 堺市 豊中市 池田市 枚方市 茨木市 八尾市 東大阪市</p> <p>兵庫県のうち 神戸市 尼崎市</p> <p>福岡県のうち 福岡市</p>
100分の9	<p>千葉県のうち 市川市 松戸市 四街道市 袖ヶ浦市</p> <p>東京都のうち 青梅市 東村山市 あきる野市</p> <p>神奈川県のうち 藤沢市 茅ヶ崎市 相模原市 大和市</p> <p>愛知県のうち 刈谷市 豊田市</p> <p>滋賀県のうち 大津市</p> <p>奈良県のうち 奈良市 大和郡山市 天理市</p> <p>広島県のうち 広島市</p>
100分の8	<p>茨城県のうち 水戸市 土浦市 守谷市</p> <p>埼玉県のうち 鶴ヶ島市</p> <p>千葉県のうち 富津市</p> <p>愛知県のうち 豊明市</p> <p>三重県のうち 鈴鹿市</p> <p>滋賀県のうち 草津市</p>
100分の6	<p>宮城県のうち 仙台市</p> <p>埼玉県のうち 川越市 川口市 所沢市 越谷市 戸田市 朝霞市</p> <p>千葉県のうち 柏市</p> <p>神奈川県のうち 平塚市 三浦郡葉山町</p> <p>静岡県のうち 静岡市</p> <p>京都府のうち 宇治市</p> <p>大阪府のうち 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 和泉市 羽曳野市</p>

	<p>兵庫県のうち 伊丹市</p>
100分の5	<p>茨城県のうち 日立市 古河市 牛久市 ひたちなか市</p> <p>栃木県のうち 宇都宮市</p> <p>埼玉県のうち 行田市 飯能市 加須市 東松山市 入間市 三郷市</p> <p>千葉県のうち 茂原市 佐倉市 市原市 白井市</p> <p>神奈川県のうち 秦野市</p> <p>山梨県のうち 甲府市</p> <p>静岡県のうち 沼津市 御殿場市</p> <p>愛知県のうち 瀬戸市 碧南市 西尾市 大府市 知多市</p> <p>三重県のうち 津市 四日市市</p> <p>滋賀県のうち 守山市 栗東市</p> <p>京都府のうち 亀岡市 京田辺市</p> <p>大阪府のうち 河内長野市 藤井寺市</p> <p>兵庫県のうち 三田市</p> <p>奈良県のうち 大和高田市 橿原市</p>
100分の3	<p>北海道のうち 札幌市</p> <p>宮城県のうち 名取市 多賀城市</p> <p>茨城県のうち 龍ヶ崎市 筑西市</p> <p>栃木県のうち 鹿沼市 小山市 大田原市</p> <p>埼玉県のうち 熊谷市 春日部市 鴻巣市 上尾市 草加市 久喜市 坂戸市 比企郡鳩山町 北埼玉郡北川辺町 北葛飾郡栗橋町 北葛飾郡杉戸町</p> <p>千葉県のうち 野田市 東金市 流山市 八街市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町</p> <p>東京都のうち 武蔵村山市</p> <p>神奈川のうち</p>

小田原市 三浦市

富山県のうち
富山市

石川県のうち
金沢市

福井県のうち
福井市

長野県のうち
長野市 松本市 諏訪市

岐阜県のうち
岐阜市 大垣市 多治見市 美濃加茂市

静岡県のうち
浜松市 三島市 富士宮市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 袋井市

愛知県のうち
豊橋市 岡崎市 一宮市 半田市 春日井市 津島市 安城市 犬山市 江南市 小牧市
稲沢市 東海市 知立市 愛西市 弥富市 西春日井郡豊山町 西加茂郡三好町

三重県のうち
桑名市 名張市 伊賀市

滋賀県のうち
彦根市 長浜市

京都府のうち
向日市 相楽郡木津町

大阪府のうち
柏原市 泉南市 四條畷市 交野市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 南河内郡太子町

兵庫県のうち
姫路市 明石市 加古川市 三木市

奈良県のうち
桜井市 香芝市 宇陀市 生駒郡斑鳩町 北葛城郡王寺町

和歌山県のうち
和歌山市 橋本市

岡山県のうち
岡山市

広島県のうち
廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町

山口県のうち
周南市

香川県のうち
高松市

福岡県のうち
北九州市 筑紫野市 春日市 太宰府市 前原市 福津市 糟屋郡宇美町 糟屋郡粕屋町

長崎県のうち
長崎市

備考 この表の支給地域等欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

平成21年4月1日附則別表第2 本府省業務調整手当額(附則第2条関係)

一般職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の級	職員の区分	
	再雇用職員以外の職員の月額	再雇用職員の月額
1級	1,800	1,800
2級	2,200	2,100
3級	5,800	5,200
4級	7,400	5,600
5級	37,100	27,600
6級	38,800	30,100
7級以上	41,400	34,200

平成27年4月1日附則別表第1(第6項関係)

都道府県	支 給 地 域	支給割合
群馬県	高崎市	100分の4
	前橋市 太田市 桐生市	100分の3
	渋川市	100分の1
北海道	札幌市	100分の3
宮城県	仙台市	100分の6
	多賀城市	100分の5
	名取市	100分の3
茨城県	取手市	100分の15
	つくば市	100分の13
	守谷市	100分の11
	水戸市 土浦市	100分の10
	牛久市	100分の8
	日立市	100分の7
	古河市 ひたちなか市	100分の6
	龍ヶ崎市	100分の5
	筑西市	100分の3
	神栖市	100分の2
	笠間市 鹿嶋市	100分の1
栃木県	宇都宮市	100分の6
	大田原市	100分の4
	鹿沼市 小山市	100分の3
	下野市	100分の2
	栃木市 真岡市	100分の1
埼玉県	和光市	100分の15
	さいたま市 志木市	100分の13
	東松山市 朝霞市	100分の8
	川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 越谷市 戸田市	100分の6
	人間市 三郷市	
	坂戸市	100分の5
	春日部市 鴻巣市 上尾市 草加市 久喜市 比企郡鳩山町 北葛飾郡杉戸町	100分の4
	羽生市 比企郡滑川町	100分の2
熊谷市	100分の3	
千葉県	成田市 印西市	100分の15
	袖ヶ浦市	100分の13
	船橋市 浦安市	100分の12
	千葉市	100分の11
	市川市 松戸市 富津市	100分の10
	佐倉市 市原市	100分の7
	茂原市 柏市	100分の6
	野田市 東金市 流山市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町	100分の4
	八街市	100分の3
	木更津市 君津市	100分の1
東京都	特別区	100分の18
	武蔵野市 町田市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 清瀬市	100分の15
	多摩市 稲城市 西東京市	
	八王子市 府中市 調布市 小平市 日野市	100分の13
	立川市	100分の12
	青梅市 東村山市	100分の11
	三鷹市 あきる野市	100分の10
	武蔵村山市	100分の3
神奈川県	鎌倉市 厚木市	100分の15
	横浜市 川崎市	100分の13
	相模原市 横須賀市 藤沢市 茅ヶ崎市 大和市	100分の10
	平塚市	100分の7
	三浦郡葉山町	100分の6
	小田原市	100分の5
	三浦市(総務省関東総合通信局電波管理部の所在する地域を除く。) 中郡二宮町	100分の4
新潟県	新潟市	100分の1
富山県	富山市	100分の3
石川県	金沢市	100分の3
福井県	福井市	100分の3

山梨県	甲府市	100分の6
	南アルプス市	100分の1
長野県	塩尻市	100分の4
	長野市 松本市 諏訪市	100分の3
	伊那市	100分の1
岐阜県	岐阜市	100分の4
	大垣市 多治見市 美濃加茂市	100分の3
	各務原市	100分の1
		100分の4
静岡県	静岡市 沼津市 御殿場市	100分の6
	磐田市	100分の4
	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 掛川市 袋井市	100分の3
	藤枝市	100分の1
愛知県	名古屋市 刈谷市 豊田市	100分の13
	豊明市	100分の11
	西尾市 知多市	100分の7
	瀬戸市 碧南市	100分の6
	みよし市	100分の5
	岡崎市 春日井市 津島市 安城市 犬山市 江南市 弥富市	100分の4
	西春日井郡豊山町	
	豊橋市 一宮市 半田市 小牧市	100分の3
	豊川市 田原市	100分の2
	常滑市 海部郡飛島村	100分の1
三重県	鈴鹿市	100分の10
	四日市市	100分の7
	津市	100分の6
	桑名市	100分の4
	名張市 伊賀市	100分の3
	亀山市	100分の2
滋賀県	大津市 草津市	100分の10
	栗東市	100分の7
	守山市	100分の6
	彦根市	100分の4
	長浜市	100分の3
	甲賀市	100分の2
京都府	東近江市	100分の1
	京都市	100分の10
	京田辺市	100分の8
	宇治市 亀岡市	100分の6
	向日市 木津川市	100分の4
大阪府	大阪市 守口市 門真市	100分の15
	高槻市	100分の13
	吹田市 寝屋川市 箕面市	100分の12
	池田市	100分の11
	堺市 豊中市 枚方市 茨木市 八尾市 東大阪市	100分の10
	羽曳野市	100分の8
	岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 藤井寺市	100分の6
	柏原市 交野市	100分の5
	泉南市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 泉南郡岬町 南河内郡太子町	100分の4
		100分の4
兵庫県	芦屋市	100分の15
	西宮市 宝塚市	100分の13
	神戸市 尼崎市	100分の10
	伊丹市 三田市	100分の7
	明石市	100分の4
	姫路市 加古川市 三木市	100分の3
	赤穂市	100分の2
奈良県	天理市	100分の12
	奈良市 大和郡山市	100分の10
	大和高田市 橿原市	100分の6
	香芝市 北葛城郡王寺町	100分の4
	桜井市 宇陀市	100分の3
和歌山県	和歌山市 橋本市	100分の4
岡山県	岡山市	100分の3
広島県	広島市	100分の10
	廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町	100分の3
	三原市 東広島市	100分の1

山口県	周南市	100分の3
徳島県	徳島市 鳴門市 阿南市	100分の1
香川県	高松市	100分の4
	坂出市	100分の1
福岡県	福岡市	100分の10
	春日市 福津市	100分の5
	太宰府市 糟屋郡新宮町 糟屋郡粕屋町	100分の4
	北九州市 筑紫野市 糟屋郡宇美町	100分の3
長崎県	長崎市	100分の3

備考 この表の支給地域等欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市町又は特別区の同
おける区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するもの
区変更によって影響されるものではない。

平成28年4月1日附則別表 教育職俸給表(二) (第2項関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇	1	153,600	197,900	333,500	423,700
	2	155,100	199,600	335,800	425,500
	3	156,600	201,200	338,100	427,300
	4	158,100	202,900	340,400	429,100
	5	159,800	204,700	342,700	430,700
	6	161,700	206,400	345,000	432,300
	7	163,500	208,100	347,300	434,200
	8	165,300	209,700	349,600	436,100
	9	167,100	211,500	351,600	437,900
	10	169,200	213,400	353,800	439,700
	11	171,200	215,300	356,000	441,600
	12	173,200	217,200	358,200	443,500
	13	175,200	218,900	360,400	445,200
	14	177,400	220,900	362,400	447,100
	15	179,600	222,900	364,400	449,000
	16	181,800	224,900	366,500	450,900
	17	184,100	226,800	368,400	452,600
	18	186,700	229,500	370,400	454,400
	19	189,200	232,200	372,400	456,200
	20	191,700	234,900	374,400	458,000
	21	194,200	237,700	376,400	459,600
	22	195,900	240,600	378,200	461,400
	23	197,600	243,500	380,200	463,300
	24	199,300	246,300	382,100	465,000
	25	200,800	248,900	383,600	466,700
	26	202,500	251,700	385,500	468,400
	27	204,200	254,500	387,200	470,000
	28	205,800	257,200	389,100	471,700
	29	207,300	260,000	391,000	473,500
	30	209,000	262,600	393,000	475,100
	31	210,700	265,100	395,000	476,700
	32	212,400	267,600	397,000	478,400
	33	214,000	269,900	398,800	480,100
	34	215,800	272,400	400,500	481,100
	35	217,600	274,900	402,200	482,100
	36	219,400	277,300	404,000	482,800
	37	221,000	279,700	405,200	483,800
	38	222,800	282,200	406,700	484,800
	39	224,600	284,700	408,100	485,800
	40	226,400	287,200	409,600	486,800
	41	228,300	289,600	411,300	487,900
	42	230,100	292,100	412,700	
	43	231,900	294,400	414,100	
	44	233,600	296,900	415,700	
	45	235,300	299,200	417,300	
	46	237,000	301,600	418,600	
	47	238,600	304,000	420,200	
	48	240,200	306,700	421,800	
	49	241,800	309,200	423,500	
	50	243,500	311,700	424,900	
	51	245,000	314,200	426,500	
	52	246,700	316,700	428,100	
	53	248,100	319,100	429,800	
	54	249,600	321,300	431,300	
	55	251,200	323,500	432,900	
	56	252,700	325,700	434,500	
	57	254,100	328,000	436,000	
	58	255,600	330,200	437,500	
	59	257,100	332,400	438,900	
	60	258,600	334,500	440,400	
	61	260,100	336,700	442,000	
	62	261,500	338,900	443,500	
	63	263,100	341,100	445,000	
	64	264,400	343,300	446,500	

年 用 職 員 以 外 の 職 員	65	265,900	345,300	448,200	
	66	267,400	347,500	449,700	
	67	269,000	349,700	451,200	
	68	270,700	351,900	452,800	
	69	272,200	353,900	454,400	
	70	273,700	355,800	455,900	
	71	275,000	357,900	457,500	
	72	276,500	360,000	459,100	
	73	277,700	361,800	460,600	
	74	279,100	363,700	461,600	
	75	280,500	365,500	462,600	
	76	281,900	367,400	463,300	
	77	283,300	369,400	464,000	
	78	284,500	371,100	465,000	
	79	285,700	372,800	466,000	
	80	286,900	374,500	467,000	
	81	288,200	376,000	467,800	
	82	289,400	377,500		
	83	290,600	379,000		
	84	291,800	380,500		
	85	293,000	381,600		
	86	294,200	383,000		
	87	295,400	384,400		
	88	296,600	385,800		
	89	297,800	387,100		
	90	299,000	388,400		
	91	300,200	389,700		
	92	301,400	391,000		
	93	302,200	392,300		
	94	303,300	393,500		
	95	304,300	394,800		
	96	305,500	396,100		
	97	306,500	397,500		
	98	307,600	398,500		
	99	308,700	399,600		
	100	309,800	400,700		
101	310,700	401,600			
102	311,800	402,600			
103	312,900	403,700			
104	314,000	404,800			
105	314,600	405,500			
106	315,500	406,500			
107	316,300	407,500			
108	317,100	408,500			
109	318,000	409,300			
110	318,400	410,200			
111	318,900	411,100			
112	319,400	411,900			
113	320,000	412,500			
114	320,400	413,200			
115	320,900	413,900			
116	321,400	414,600			
117	322,000	415,300			
118	322,500	416,100			
119	323,000	416,700			
120	323,500	417,500			
121	324,000	418,100			
122	324,400	418,500			
123	324,900	419,000			
124	325,400	419,200			
125	326,000	419,600			
126	326,300	420,100			
127	326,600	420,600			
128	326,900	421,100			
129	327,200	421,500			
130	327,500	422,000			
131	327,800	422,400			
132	328,100	422,900			
133	328,300	423,300			
134	328,500	423,800			
135	328,700	424,300			
136	329,000	424,800			

	137	329,300	425,200		
	138	329,500	425,700		
	139	329,800	426,200		
	140	330,100	426,700		
	141	330,300	427,100		
	142	330,500	427,600		
	143	330,800	428,100		
	144	331,000	428,600		
	145	331,300	429,000		
	146	331,400			
	147	331,700			
	148	332,000			
	149	332,200			
	150	332,300			
	151	332,600			
	152	332,900			
	153	333,100			
再雇用職員		234,400	277,900	335,800	421,600

- 備考(1) この表は、附属特別支援学校の教頭、教諭及び養護教諭に適用する。
- (2) この表の適用を受ける教員のうち、その職務の級が3級である教員の俸給月額、この表の額に7,700円(平成18年3月31日に在職していた教員又はこれに相当すると学長が認める教員にあっては、8,200円)をそれぞれ加算した額とする。

平成28年4月1日附則別表 教育職俸給表(三) (第2項関係)

職員 の区 分	職務の 級	1級	2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	153,600	169,500	290,200	413,300
	2	155,100	171,600	293,200	414,800
	3	156,600	173,700	296,300	416,300
	4	158,100	175,900	299,300	417,800
	5	159,800	177,900	301,900	419,200
	6	161,700	180,100	304,800	420,700
	7	163,500	182,300	307,800	422,300
	8	165,300	184,500	310,700	423,900
	9	167,100	186,800	313,700	425,300
	10	169,200	189,600	316,500	426,700
	11	171,200	192,300	319,300	428,100
	12	173,200	195,000	322,200	429,500
	13	175,200	197,900	324,900	430,800
	14	177,400	199,600	326,900	432,200
	15	179,600	201,200	328,900	433,600
	16	181,800	202,900	331,200	435,000
	17	184,100	204,700	333,500	436,200
	18	186,700	206,400	335,800	437,500
	19	189,200	208,100	338,100	438,700
	20	191,700	209,700	340,400	440,000
	21	194,200	211,500	342,700	441,100
	22	195,900	213,400	345,000	442,400
	23	197,600	215,300	347,300	443,700
	24	199,300	217,200	349,600	445,000
	25	200,800	218,900	351,600	446,300
	26	202,400	220,900	353,500	447,600
	27	204,000	222,900	355,400	448,800
	28	205,500	224,900	357,300	450,100
	29	207,200	226,800	359,200	451,400
	30	208,900	229,500	361,100	452,500
	31	210,600	232,200	362,800	453,700
	32	212,300	234,900	364,700	454,900
	33	213,800	237,700	366,500	456,100
	34	215,500	240,600	368,200	457,000
	35	217,200	243,500	370,000	457,900
	36	218,900	246,300	371,800	458,500
	37	220,400	248,900	373,700	459,300
	38	222,100	251,700	375,300	460,200
	39	223,800	254,500	376,900	461,100
	40	225,500	257,200	378,500	462,000
	41	227,300	260,000	379,800	462,900
	42	229,100	262,600	381,300	
	43	230,900	265,100	382,600	
	44	232,600	267,600	384,100	
	45	234,500	269,900	385,700	
	46	236,200	272,400	387,300	
	47	237,800	274,900	388,900	
	48	239,500	277,300	390,500	
	49	241,000	279,700	391,900	
	50	242,700	282,200	393,400	
	51	244,300	284,700	394,900	
	52	245,900	287,200	396,400	

再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	53	247,100	289,600	397,600	
	54	248,700	292,100	398,900	
	55	250,300	294,400	400,000	
	56	251,900	296,900	401,200	
	57	253,200	299,200	402,500	
	58	254,700	301,600	403,700	
	59	256,100	304,000	405,000	
	60	257,500	306,700	406,300	
	61	259,000	309,200	407,600	
	62	260,400	311,700	408,600	
	63	261,700	314,200	410,000	
	64	263,100	316,700	411,400	
	65	264,400	319,100	412,600	
	66	265,800	321,300	413,700	
	67	267,200	323,500	414,900	
	68	268,700	325,700	416,100	
	69	270,400	328,000	417,100	
	70	271,900	330,200	418,300	
	71	273,400	332,400	419,500	
	72	274,900	334,500	420,700	
	73	276,100	336,700	421,500	
	74	277,400	338,900	422,300	
	75	278,700	341,100	423,100	
	76	280,000	343,300	423,900	
	77	281,400	345,200	424,500	
	78	282,600	347,100	425,300	
	79	283,800	349,000	426,000	
	80	285,000	350,900	426,700	
	81	286,300	352,700	427,500	
	82	287,200	354,500	428,100	
	83	288,400	356,300	428,600	
	84	289,600	358,100	429,300	
	85	290,600	359,500	430,000	
	86	291,600	361,200	430,500	
	87	292,600	362,500	431,100	
	88	293,600	364,100	431,800	
	89	294,700	365,600	432,500	
	90	295,600	366,900	433,100	
	91	296,500	368,300	433,800	
	92	297,400	369,700	434,200	
	93	297,900	371,200	434,600	
	94	298,700	372,500	435,300	
	95	299,300	373,800	436,000	
	96	300,100	375,100	436,700	
	97	300,900	376,100	437,200	
	98	301,700	377,100		
	99	302,500	378,100		
	100	303,300	379,100		
	101	304,200	380,200		
	102	304,700	381,200		
	103	305,200	382,200		
	104	305,700	383,200		
	105	305,900	384,000		
	106	306,300	384,900		
	107	306,600	385,800		
	108	306,900	386,800		
	109	307,100	387,700		
	110	307,300	388,700		
	111	307,600	389,700		

112	307,900	390,700		
113	308,100	391,300		
114	308,300	392,200		
115	308,500	393,100		
116	308,800	394,000		
117	309,100	394,800		
118	309,400	395,600		
119	309,700	396,400		
120	310,000	397,200		
121	310,100	397,800		
122	310,300	398,600		
123	310,600	399,300		
124	310,900	400,000		
125	311,100	400,700		
126		401,400		
127		401,900		
128		402,500		
129		403,200		
130		403,800		
131		404,500		
132		405,100		
133		405,400		
134		406,000		
135		406,600		
136		406,900		
137		407,300		
138		407,900		
139		408,500		
140		409,100		
141		409,500		
142		410,100		
143		410,600		
144		411,200		
145		411,600		
146		412,200		
147		412,800		
148		413,400		
149		413,800		
150		414,400		
151		415,000		
152		415,600		
153		416,000		
154		416,600		
155		417,200		
156		417,800		
157		418,200		
再雇用職員	225,800	274,600	329,000	411,400

備考(1) この表は、附属幼稚園、小学校及び中学校の教頭、主幹教諭、教諭及び養護教諭に適用する。

(2) この表の適用を受ける教員のうち、その職務の級が3級である教員の俸給月額額は、この表の額に7,500円(平成18年3月31日に在職していた教員又はこれに相当すると学長が認める教員にあっては、8,000円)をそれぞれ加算した額とする。

平成28年4月1日附則別表第1(第6項関係)

都道府県	支 給 地 域	支給割合
群馬県	高崎市	100分の5
	前橋市 太田市 桐生市	100分の3
	渋川市	100分の2
北海道	札幌市	100分の3
宮城県	多賀城市	100分の7
	仙台市	100分の6
	名取市	100分の3
茨城県	取手市	100分の15.5
	つくば市	100分の15
	守谷市	100分の13
	水戸市 土浦市 牛久市	100分の10
	日立市	100分の9
	龍ヶ崎市	100分の7
	古河市 ひたちなか市	100分の6
	神栖市	100分の4
	筑西市	100分の3
	笠間市 鹿嶋市	100分の2
栃木県	宇都宮市	100分の6
	大田原市	100分の5
	下野市	100分の4
	鹿沼市 小山市	100分の3
	栃木市 真岡市	100分の2
埼玉県	和光市	100分の15.5
	さいたま市 志木市	100分の14
	東松山市 朝霞市	100分の10
	坂戸市	100分の7
	川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 越谷市 戸田市	100分の6
	入間市 三郷市	
	春日部市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 久喜市 比企郡鳩山町	100分の5
	北葛飾郡杉戸町	
羽生市 比企郡滑川町	100分の4	
熊谷市	100分の3	
千葉県	印西市	100分の15.5
	成田市 袖ヶ浦市	100分の15
	千葉市	100分の13
	船橋市 浦安市	100分の12
	市川市 松戸市 富津市	100分の10
	佐倉市 市原市	100分の9
	茂原市 柏市	100分の6
	野田市 東金市 流山市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町	100分の5
	八街市	100分の3
	木更津市 君津市	100分の2
東京都	特別区	100分の18.5
	武蔵野市 町田市 国分寺市 狛江市 清瀬市 多摩市	100分の15.5
	調布市 小平市 日野市 国立市 福生市 稲城市 西東京市	100分の15
	八王子市 府中市	100分の14
	青梅市 東村山市	100分の13
	立川市	100分の12
	三鷹市 あきる野市	100分の10
	武蔵村山市	100分の3
神奈川県	厚木市	100分の15.5
	横浜市 川崎市 鎌倉市	100分の15
	相模原市 藤沢市	100分の10.5
	横須賀市 茅ヶ崎市 大和市	100分の10
	平塚市	100分の9
	小田原市	100分の7
	三浦郡葉山町	100分の6
	三浦市(総務省関東総合通信局電波監理部の所在する地域を除く。) 中郡二宮町	100分の5
新潟県	新潟市	100分の2
富山県	富山市	100分の3
石川県	金沢市	100分の3

	河北郡内灘町	100分の2
福井県	福井市	100分の3
山梨県	甲府市	100分の6
	南アルプス市	100分の2
長野県	塩尻市	100分の5
	長野市 松本市 諏訪市	100分の3
	伊那市	100分の2
岐阜県	岐阜市	100分の5
	大垣市 多治見市 美濃加茂市	100分の3
	各務原市	100分の2
静岡県	静岡市 沼津市 御殿場市	100分の6
	磐田市	100分の5
	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 掛川市 袋井市	100分の3
	藤枝市	100分の2
愛知県	刈谷市 豊田市	100分の15
	名古屋市	100分の14
	豊明市	100分の13
	西尾市 知多市	100分の9
	みよし市	100分の7
	瀬戸市 碧南市	100分の6
	岡崎市 春日井市 津島市 安城市 犬山市 江南市 弥富市	100分の5
	西春日井郡豊山町	
	豊川市 田原市	100分の4
	豊橋市 一宮市 半田市 小牧市	100分の3
	常滑市 海部郡飛島村	100分の2
三重県	鈴鹿市	100分の10.5
	四日市市	100分の9
	津市	100分の6
	桑名市	100分の5
	亀山市	100分の4
	名張市 伊賀市	100分の3
滋賀県	大津市 草津市	100分の10
	栗東市	100分の9
	守山市	100分の6
	彦根市	100分の5
	甲賀市	100分の4
	長浜市	100分の3
	東近江市	100分の2
京都府	京都市 京田辺市	100分の10
	宇治市 亀岡市	100分の6
	向日市 木津川市	100分の5
大阪府	大阪市 守口市	100分の15.5
	門真市	100分の15
	高槻市	100分の14
	池田市 大東市	100分の13
	吹田市 寝屋川市 箕面市	100分の12
	豊中市	100分の10.5
	堺市 枚方市 茨木市 八尾市 羽曳野市 東大阪市	100分の10
	柏原市 交野市	100分の7
	岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 藤井寺市	100分の6
	泉南市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 泉南郡岬町 南河内郡太子町	100分の5
	兵庫県	芦屋市
西宮市 宝塚市		100分の14
神戸市		100分の10.5
尼崎市		100分の10
伊丹市 三田市		100分の9
明石市		100分の5
赤穂市		100分の4
姫路市 加古川市 三木市		100分の3
奈良県	天理市	100分の12
	奈良市 大和郡山市	100分の10
	大和高田市 橿原市	100分の6
	香芝市 北葛城郡王寺町	100分の5
	桜井市 宇陀市	100分の3
和歌山県	和歌山市 橋本市	100分の5
岡山県	岡山市	100分の3
広島県	広島市	100分の10
	廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町	100分の3

	三原市 東広島市	100分の2
山口県	周南市	100分の3
徳島県	徳島市 鳴門市 阿南市	100分の2
香川県	高松市	100分の5
	坂出市	100分の2
福岡県	福岡市	100分の10
	春日市 福津市	100分の7
	太宰府市 糸島市 糟屋郡新宮町 糟屋郡粕屋町	100分の5
	北九州市 筑紫野市 糟屋郡宇美町	100分の3
長崎県	長崎市	100分の3

備考 この表の支給地域等欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市町又は特別区の同
おける区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するもの
区変更によって影響されるものではない。